

(道路変更手続きに伴う)

道路台帳図 (SXF データ) 作成・補正の手引き

第 5.0 版

令和 8 年 4 月

横浜市道路・交通政策局道路部道路調査課

改訂履歴

年 月	主な改訂内容
(平成 28 年 4 月)	(1.0 版 説明会配布資料)
平成 28 年 4 月	1.1 版 ホームページにて公開
平成 29 年 9 月	2.1 版 <ul style="list-style-type: none"> ・境界点番号図の提出数を 2 種類から 1 種類に変更しました ・謄本の範囲について修正しました ・謄本の有効期間に関する説明を修正しました ・直線上に存在する境界点間距離の表示方法について追記しました ・地籍調査成果との垂線較差について追加しました ・SXF データ補正方法に関する説明を追加しました ・区域線図において「滅失レイヤ」を廃止しました（滅失する境界点及び区域線は「削除」することとしました） ・現況細部測量における地物の取得方法を追加しました ・現場検査の基準値を追加しました ・その他、文章や表現を訂正しました
平成 30 年 11 月	2.2 版 <ul style="list-style-type: none"> ・サンプルデータの説明を追記しました ・誓約書の文章を訂正しました
令和 3 年 3 月	2.3 版 <ul style="list-style-type: none"> ・「巻末資料 様式、記載例及び作成例」の様式 1、様式 3、様式 4 の申請者、作業機関の欄から押印を廃止しました
令和 3 年 4 月	3.0 版 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に添付する地積測量図は、登記済みのものの場合、「証明書」を提出していただくよう変更しました ・その他、第 1 章から第 7 章まで、文章や表現の訂正・追記を行いました
令和 4 年 3 月	4.0 版 <ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市道路台帳測量作業規程」の改訂に伴い、同規程で変更された規定に係る箇所を変更しました

令和8年4月	<p>5.0 版</p> <ul style="list-style-type: none">・打合せ時に現地状況の分かる写真を持参するよう追記しました・補正前平面図及び区域線図の色塗りを変更しました・多角測量成果の二次利用について追記しました <p>その他、文章や表現を訂正しました。</p>
--------	---

目 次

第1章 総則	4
第2章 提出書類	7
第3章 多角測量	11
第4章 境界点確定測量	17
第5章 道路求積図作成	22
第6章 道路台帳図（SXFデータ）作成・補正	23
第7章 検査	30
巻末資料		
様式、記載例及び作成例、現況幅員の測定及び記入方法、多角点成果データの作成方法等		

第1章 総則

1 目的

この手引きは、本市において行われる道路の認定・廃止・区域変更に伴って作成・補正する道路台帳図（SXF データ）（以下「SXF データ」という。）の規格を統一するため、測量作業を実施し、必要な精度を維持することを目的としてその作成・補正の方法を定めたものです。

2 作成の手順

作業の手順は、図－1の作業フローのとおりとします。

3 打合せ

SXF データを作成・補正しようとする者（以下「申請者」という。）または、申請者の代理人（以下「作業機関」という。）は、作業に着手する前に、本市道路・交通政策局道路調査課職員（以下「職員」という。）と必要事項について打合せをして下さい。打合せの日時等については、電話等で事前に連絡をして下さい。

打合せの際には、関係書類（事前回答書、公函、境界調査図又は道路台帳図、測量図、寄附・帰属範囲が分かる資料など）や現場状況が分かる写真を持参して下さい。

4 作業

作業期間は、現地の状況に合わせた適切な期間を確保して下さい。また、現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じて下さい。

5 申請の有効期限等

申請書受付日より3年以内に作業が完了しない場合は、申請を無効とし申請書を取り下げさせていただきます。また、SXF データ作成完了後3年を経過しても路政課に道路変更申請書が提出されない場合も無効とさせていただきます。

6 その他

土地区画整理・土地改良等の事業については、事業概要、スケジュール等の詳細をご説明下さい。また、土地区画整理等で本市の公共基準点を既知点として使用する場合は、速やかに横浜市公共基準点の使用承認を受けて使用して下さい。

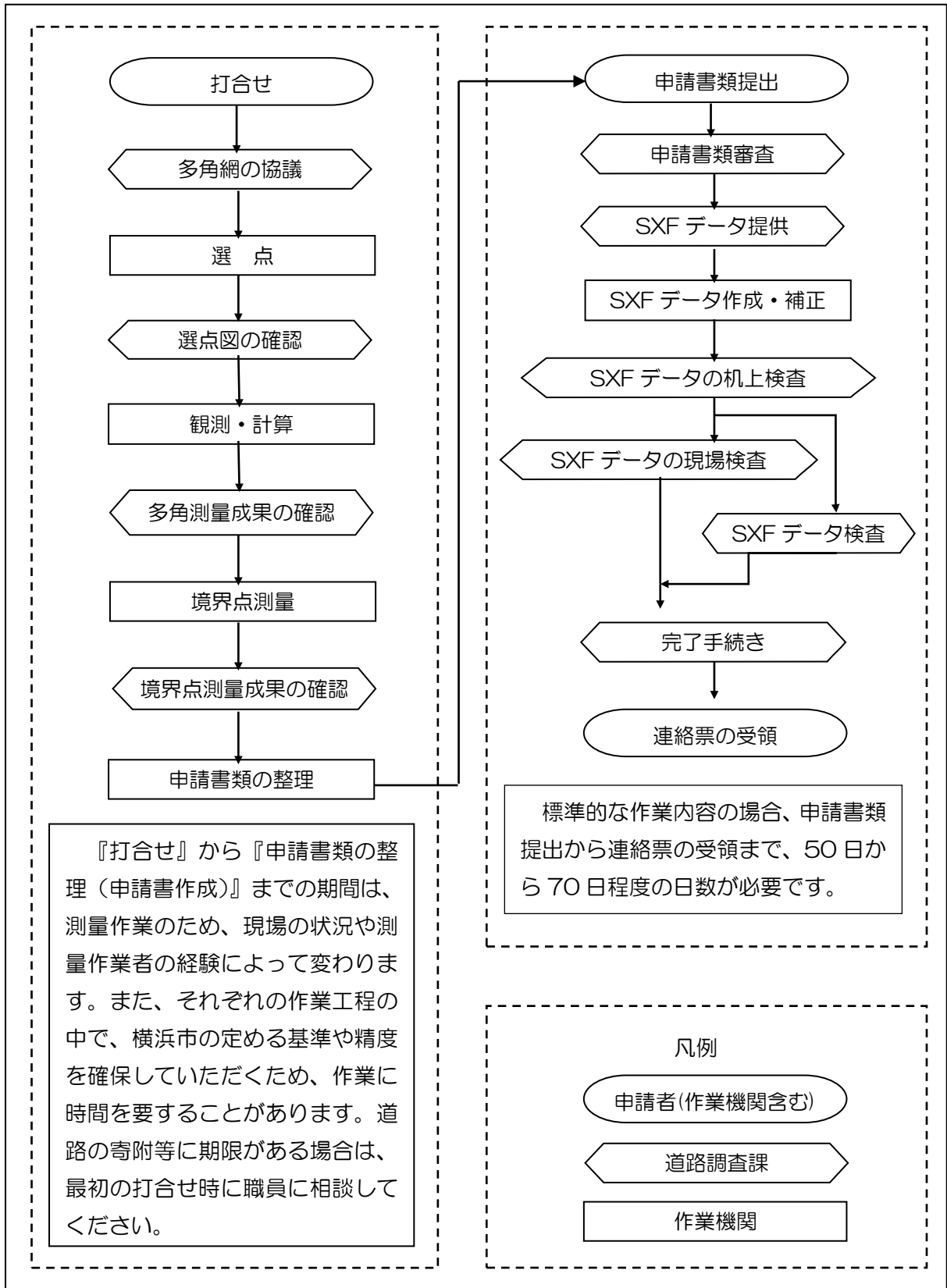
7 疑義

この手引きにおいて疑義のある場合は、職員と十分協議のうえ進めて下さい。

8 暴力団等の排除

次のいずれかに該当するときは、申請書を提出することはできません。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下、本条において、「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等（以下、「暴団員等」という。）、条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実があるとき。



図一 1 作業フロー

第2章 提出書類

1 申請時提出書類

申請者は、表-1に掲げる書類を1冊のファイル（A4）に製本して提出して下さい。

表-1 申請時提出書類

No.	書類名	説明
1	道路台帳図（SXFデータ等）作成・補正申請書(様式1号)	(1)
2	検査カード(様式2号)	
3	誓約書(様式3号)	
4	案内図(巻末資料作成例3-1)	
5	補正前の道路台帳平面図及び区域線図(巻末資料作成例3-5)	(2)
6	多角測量成果(巻末資料記載例2-1)	(3)
7	境界点測量成果(巻末資料記載例2-2、作成例3-2)	(4)
8	公図複合図（路政課提出図面と同じ図面）(巻末資料作成例3-3)	
9	図面謄本(道水路等境界調査図または道路台帳図)※コピーでも可	(5)
10	道路求積図（路政課提出図面と同じ図面）(巻末資料作成例3-4)	
11	地積測量図（写）（登記済み又は登記予定のもの）	(6)
12	地籍調査資料（未送付地区含む）	(7)
13	換地確定図（区画整理・土地改良等）	※
14	各種証明書 (国道管理図(用地図)・河川管理図・その他(計画街路図等))	※
15	SXFデータ保存用CD-R又はDVD-R	(8)

※必要に応じて提出していただきます。詳細は職員に相談して下さい。

(1) 道路台帳図（SXFデータ等）作成・補正申請書

事前に路政課職員の承認（署名）を受けて下さい。

一般申請以外（他局や道路・交通政策局内の申請）の申請書様式は、職員と協議して下さい。

申請書提出後にその内容を変更する場合は、改めて路政課職員の承認を受け変更後の書類に差し替えて下さい。

申請書に記載する申請者及び申請場所については、道路変更申請書に記載する申請者及び申請場所を記載してください。

申請者が法人の場合、氏名は法人の名称及び代表者の役職と氏名を記載してください。

(2) 補正前の道路台帳平面図及び区域線図（巻末資料 作成例 3 - 5）

申請箇所が分かるよう、寄附・変更・廃止に伴う当該箇所を色分けして記入し凡例を記載して下さい。当該箇所に図面の記載がない場合には、その位置と思われるところを同様に囲って下さい。なお、色分けについては次のとおりとします。

新設道路敷地・・・緑色枠

廃止道路敷地・・・黄色塗りつぶし、廃止水路敷地・・・紫色塗りつぶし

在来道路敷地・・・茶色塗りつぶし、在来水路敷地・・・水色塗りつぶし

道路となる水路敷地・・・橙色塗りつぶし

(3) 多角測量成果（巻末資料 記載例 2 - 1）

ア 多角測量観測手簿

イ 多角測量計算書（点検計算書を含む）

ウ 多角測量成果表

エ 多角点網図

※測量、成果作成の方法については「第 3 章 多角測量」を参照して下さい。

(4) 境界点測量成果（巻末資料 記載例 2 - 2）

ア 境界点観測手簿

イ 境界点座標計算書

ウ 境界点 S T 計算書

エ 境界点間距離精度管理表

オ 境界点座標一覧表

カ 境界点番号図（巻末資料 作成例 3 - 2）

※測量、成果作成の方法については「第 4 章 境界点確定測量」を参照して下さい。

(5) 図面謄本（道水路等境界調査図または道路台帳図）

ア 図面謄本の範囲は、新設境界点の 2 点先までとします。（P.20 図 - 6 - 1, 2）

なお、道路台帳図補正に必要な図面謄本の範囲は、他課で必要とされる範囲と異なりますので、申請書提出前の打合せの際、職員の確認を受けて下さい。

イ 図面謄本は、申請書の提出日からさかのぼり 1 年以内に発行されたものを添付して下さい（コピー

ーでも可)。なお、道水路等境界調査図の図面謄本のコピーを添付する場合は、冊番号及び発行年月日が確認できるようにして下さい。

- ウ 道水路等境界調査図の図面謄本発行が申請書提出時に間に合わない場合は、申請書(様式1号)に土木事務所担当者の承認(署名)を受け図面謄本発行確定の図面(写)を提出して下さい。この場合、現場検査日までに図面謄本を提出していただきます。

<注> 図面謄本の有効期間は上記イを原則としますが、都市計画法 32 条に係る案件については同意協議書に使用した図面謄本で、道路台帳図補正に関する申請書の提出日からさかのぼり 3 年以内であれば可とします。なお、申請前の時点で 3 年を経過することが判明している場合は、職員と協議してください。

(6) 地積測量図(写)(登記済み又は登記予定のもの)

登記済みの地積測量図の場合は、登記情報提供サービス等で取得した「閲覧」扱いのものではなく、「証明書」を提出して下さい。

また、登記予定の地積測量図の場合は、作成者欄に責任者の職印を押印して下さい。

(7) 地籍調査資料(未送付地区含む)

ア 数値地区

(ア)筆毎面積計算簿(写)

(イ)国土調査の境界点成果を使用した S T 計算書

(ウ)筆界点番号図(写)

(エ)地籍図(写)

イ 平板地区

(ア)地籍図(写)

(8) SXF データ保存用 CD-R 又は DVD-R

申請書審査後に職員が補正に必要な SXF データ等を保存し、作業機関へ提供します。

2 完了時提出書類及び成果品

SXF データ出力図の机上及び現場検査完了後、「道路台帳図(SXF データ等)作成・補正完了届(様式4号)」を提出して下さい。

3 完了後交付書類

(1) 道路台帳図(SXF データ等)作成連絡票

ア SXF データ作成・補正作業の完了後、道路台帳図(SXF データ等)作成連絡票(以下「連絡票」という。)を交付します。

イ 連絡票は、路政課へ道路変更申請をする際に必要な書類となりますので申請時まで保管して下さい。

ウ 連絡票の有効期限は、道路台帳図（SXF データ）作成完了日から1年間です。路政課への申請が有効期限経過後となった場合、連絡票再発行のため、本課への再申請及び道路台帳図（SXF データ）と現地の再検査が必要となります。詳細は職員に相談して下さい。

第3章 多角測量

1 使用する機器

- (1) 使用する主要機器は、次に定める性能以上で（公社）日本測量協会の検定を受けたものにして下さい。

表-2 性能基準

区分	1級・2級多角測量
光波測距儀	$\pm 5\text{mm} \pm D/200,000$
セオドライト	2級以上
レベル	40"/2mm
鋼巻尺	定数の明らかなもの
GNSS 測量機	2級以上

D：距離（km）

- (2) セオドライトと光波測距儀が一体となったトータルステーションの使用については、(1)に準じた性能があること。また、作業の実施にあたっては、一般機器を使用した場合と同様とします。
- (3) トータルステーション、データコレクタ及びコンピュータの一体化システムであるトータルステーションシステムを使用するときは、事前に職員へ次の書類（写しで可）を提出し、承認を得て下さい。

ア システム機器構成表

イ 各種検定書（セオドライト、光波測距儀、プログラム等）

ウ 評価書または技術審査証明書

エ 観測手簿出力例

- (4) GNSS 測量機を使用するときは、事前に職員の承諾を得て下さい。

2 多角網の協議

事前に横浜市公共基準点等の測量成果を閲覧し、使用する公共基準点等の滅失、移動等の有無を調査した後、細部多角網に至るまで職員と協議して下さい。なお、「測地成果 2011」以外で作業を行う場合は、事前に職員と協議して下さい。

また、すみきり及びセットバック等小規模な道路台帳図面の補正であって、職員との協議により了解が得られたものについては、当該協議資料（P.16）に基づく補正方法*によるものとします。

* 任意基準点補正

3 選点の実施

- (1) 新設多角点は、測量地域内になるべく均等に配置するとともに、標識の保全や後続作業の有効性も考慮して、最も良好な多角網を構成して下さい。
- (2) 多角網は、原則としてX型、Y型の網とします。ただし、計画機関との協議により、単路線とすることが出来ます。
- (3) 1, 2級多角路線は、次のとおりとします。
 - ア 1級多角路線は、横浜市公共基準点を既知点として設置して下さい。
 - イ 2級多角路線は、横浜市公共基準点または上記（ア）で設置した多角点を既知点として設置して下さい。
- (4) 方位標を使用する場合は、その夾角を2対回観測し本市の保有する成果との差 20"以内であることを確認して下さい。

4 多角点の密度

多角点の密度は、次を標準とします。

表-3 多角密度

区分	1級多角	2級多角
既知点	2点以上	同左
標準点間距離	50m～200m	25m～100m
1路線の辺数	7辺以下	10辺以下

5 開放多角路線（オープン）について

多角測量は、結合させることを原則としますが、やむを得ずオープンが必要な場合は、職員の承諾を得て下さい。その際、前視の距離は後視の 1.5 倍を限度として下さい。オープン点は、1点までを原則とし、袋小路などでは2点までとします。観測は、表、裏角共2対回2読定し手簿も提出して下さい。

制限は、(表角)+(裏角)= $360^{\circ}\pm 20''$ とします。成果計算には、表角を使用して下さい。

6 観測の実施

距離の測定及び水平角、鉛直角の観測は、次の各号に定めるところにより実施して下さい。

- (1) 水平角観測は、方向観測法とし、対回数及び制限は次のとおりとします。

表-4 水平角測量対回数および制限

区分	1級多角	2級多角
対回数	2	2
観測差	20"	40"
倍角差	30"	60"
目盛	0°, 90°	0°, 90°

(2) 鉛直角の観測は、次のとおりとします。

表-5 鉛直角観測対回数および制限

区分	1級多角	2級多角
対回数	1	1
高度定数差	30"	60"

(3) 光波測距儀及びセオドライトの器械高と反射鏡高、目標高は、原則一致させて下さい。

(4) 光波測距儀による距離測定セット数と較差の制限等は、次の各号のとおりとします。

ア セット数 2セット (2読定1セット)

イ セット内の較差 10mm以内

ウ セット間の較差 20mm以内

(5) 鋼巻尺による距離測定のセット数と較差等は、次の各号のとおりとします。

ア セット数 1セット (2読定)

イ セット内較差 較差 3mm以内

ウ 往復較差 1/10,000 以内 ただし、25m以下は 2mm以内とします。

7 計算

(1) 新設多角点の座標値及びこれに関連する諸要素の計算は、次に掲げる位まで算出して下さい。

なお、縮尺係数は、使用する既知点 j の中数として下さい。

表-6 計算結果の位

座標値 (X、Y)	角の値	距離の値
mm 位	1"位	mm 位

- (2) 距離の測定値には、次の補正を行って下さい。
- (ア) 定数補正
 - (イ) 温度補正（鋼巻尺）
 - (ウ) 気象補正（光波測距儀）
 - (エ) 傾斜補正
 - (オ) 投影補正
 - (カ) 平面直角座標面上への補正
- (3) 多角測量計算を行う際の既知点の方向角の値は、横浜市公共基準点等の成果表の値を使用して下さい。ただし、記載のないものは職員と協議のうえ、既知点間の座標差より算出し使用して下さい。
- (4) 多角測量計算に使用するプログラムは、測量法改正に伴う計算式の変更をしたものを国土地理院の承認を得てから使用して下さい。
- (5) 厳密平均計算の重量及び許容範囲は、「横浜市道路台帳測量作業規程※」の値を使用して下さい。

※ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/tetsuzuki/yoko-tebiki.html>)

8 点検計算の許容範囲

1、2級多角の既知点から既知点までの点検計算の許容範囲は、次表を標準とします。

表-7 計算結果の位

区分	1級多角	2級多角
方向角の閉合差	$10'' + 10''\sqrt{n}$	$15'' + 15''\sqrt{n}$
水平位置の閉合差	$3\text{ cm} + 3\text{ cm}\sqrt{S}$	$3\text{ cm} + 3\text{ cm}\sqrt{S}$
(路線長)と(水平位置の閉合差)との比	$\frac{1}{A} < \frac{1}{10,000}$	$\frac{1}{A} < \frac{1}{5,000}$

n : 測角数 S : 路線長 (km) A : S / 水平位置の閉合差

9 成果の検定

GNSS 測量器を用いた成果や、多角網の総路線長が5 Kmを超える1級多角測量以上の成果については、申請者の負担で（公社）日本測量協会などの検定を受けて下さい。

10 成果の整理

成果は、次のとおり区分し、まとめるものとします。（巻末資料 記載例 2 - 1）

※座標は「測地成果 2011」の測量成果を提出して下さい。

※手書きの手簿を使用する際は、本市規定の書式を使用して下さい。詳細は職員に相談して下さい。

- (1) 多角測量観測手簿
- (2) 多角測量計算書（点検計算書を含む）
- (3) 多角測量成果表

成果表の方向角、距離は多角点網の平均プログラムで計算された修正後の方向角と入力平面距離の値とします（平均プログラムで計算された座標から逆計算した方向角、距離ではありません）。
なお、標高・ジオイド高については、前項により（公社）日本測量協会などの検定を要するもののみを記入して下さい。

- (4) 多角点網図

11 多角測量成果の二次利用について

職員の確認を受けた多角測量成果については、成果を提出後、付近地での道路台帳図の作成・補正や道水路等境界調査等の測量時に使用することがあります。

検査カード（様式第 2 号）における多角測量成果の二次利用の承諾欄について、該当する方を丸で囲み、該当しない方を取り消し線で消してください。

(協議資料)

すみきり及びセットバック等小規模補正における

道路台帳図面の補正の取扱いについて

「道路台帳図 (SXF データ) 作成・補正の手引き」第 3 章 2 に記載するすみきり及びセットバック等小規模な道路台帳図面の補正であって、道路調査課との協議で了解が得られる場合とは、次のとおりとする。

- 1 接続道路の道路台帳図面 (区域線図) が整備され、道路台帳図面謄本が交付される 1 スパン (境界標で囲まれる 1 区間) に、その距離以内で既存道路に接続する次の場合については、公共基準点等に基づく測量によらないことができるものとする。なお、当該任意基準点で補正した箇所に再度補正を行う場合は、公共基準点からの測量に基づいて補正するものとする。

- (1) 建築基準法第 42 条第 2 項道路のセットバック

及び寄付等によるセットバック

(開発許可等を含む)

$$* L' \leq L$$

- (2) 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の指定を受けた

もの及び都市計画法 29 条の許可を受けたもの等

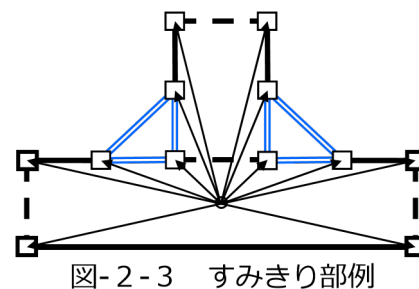
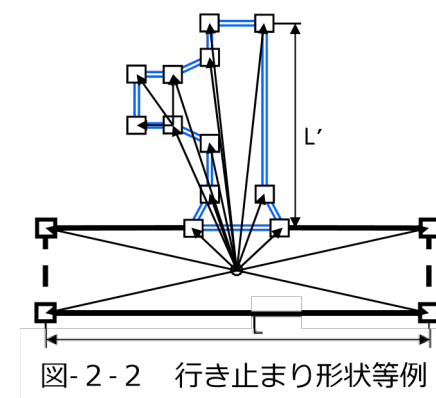
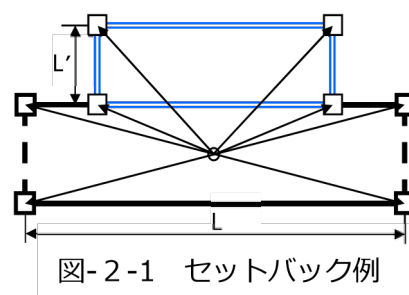
行き止り形状等の道路 (回転広場を含む)

$$* L' \leq L$$

- 2 道路台帳図面に記載のある 2 方向道路の交差

点部におけるすみきり部については、公共基準

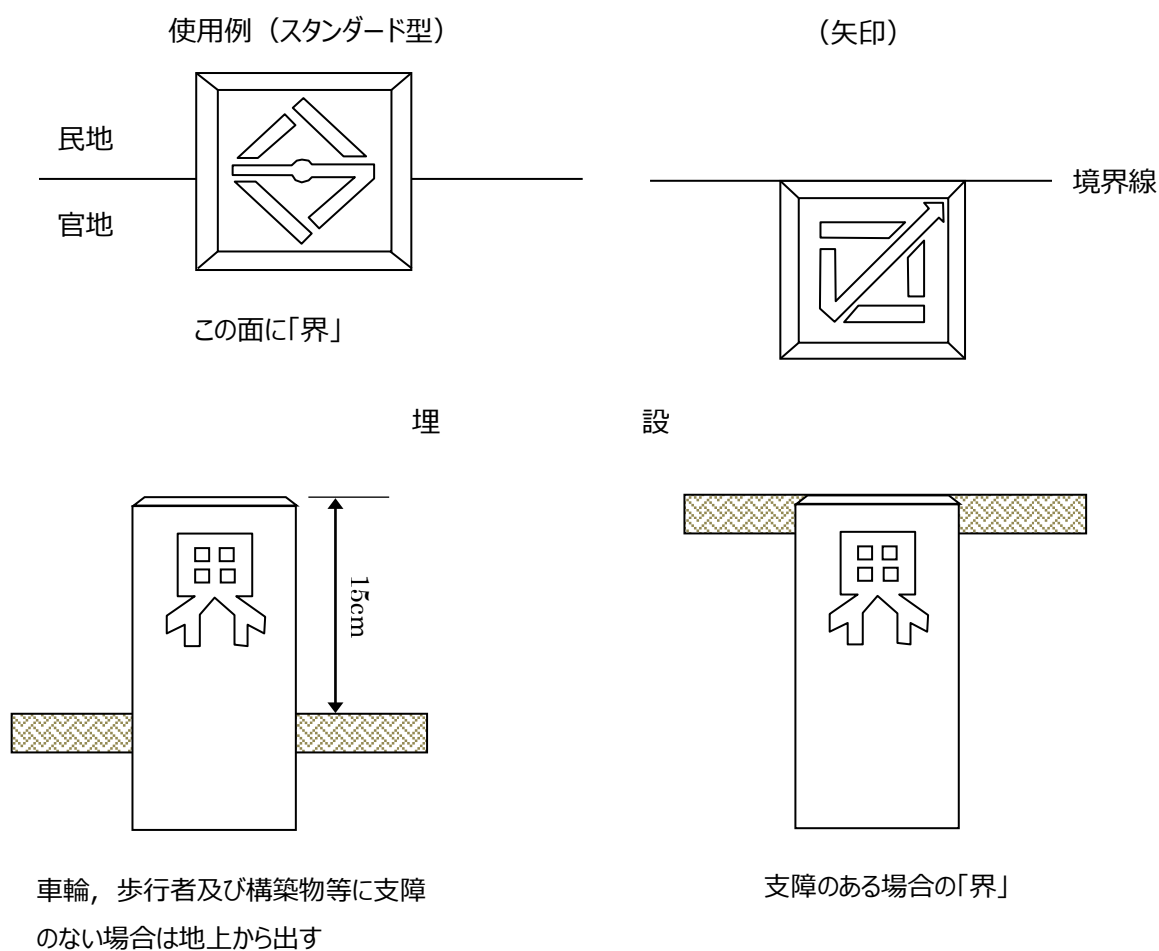
点によらないことができるものとする。



第4章 境界点確定測量

1 境界標の埋設

新設する境界標の種別は「開発行為（帰属）に伴う新設境界標の選定について」（巻末資料 資料 40-1、2）を確認し、職員と協議の上決定して下さい。埋設方法の基準は図－3のとおりです。

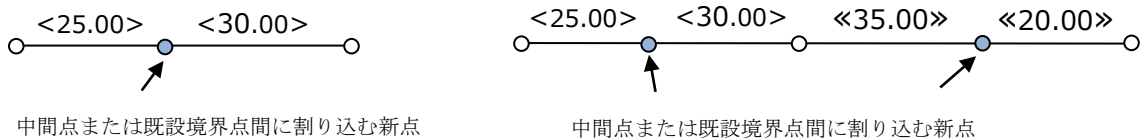


（注） 1 スタンダード型石標は、「界」を道路側に向けて埋設するものとする。

（注） 2 側溝その他によりスタンダード型石標がその位置に埋設できない場合は矢印を使用することができる。

図－3 境界石標埋設基準

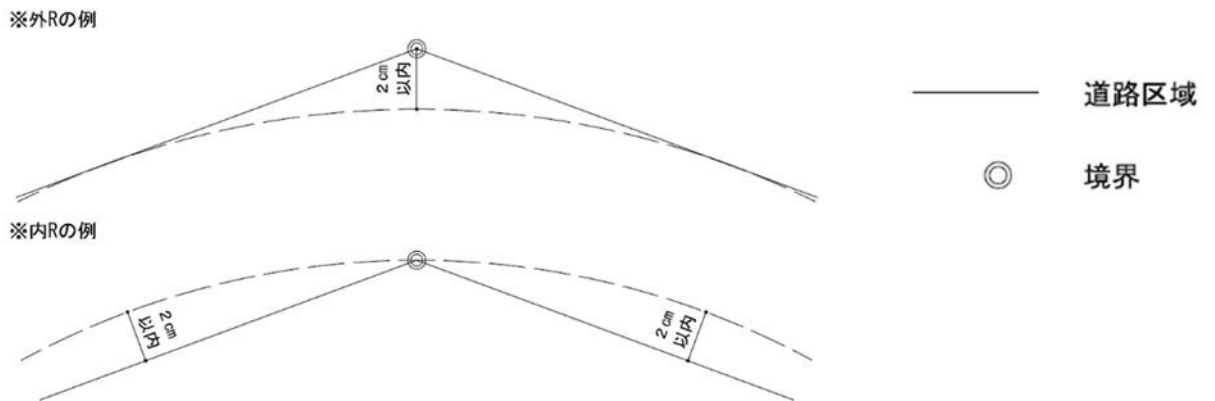
- (1) 直線部で境界標の間隔が 50mを超える場合、中間点を設置して下さい。この中間点及び既設境界点間に割り込む新点は、職員の指示により交点計算を実施し、交点計算結果（理論値）を最終成果として下さい。なお、垂線較差（実測値と計算値の差）は 1 cm 以内とします。また、中間点および既設境界点間に割り込む新点により分けられた区域線の距離は、直線上にあることを示すため、< > で数字を囲って下さい（図－ 4 参照）。



図－ 4 直線上に存在する境界点間距離の表示例

- (2) 地籍調査による座標成果がある場合、地籍調査による境界点同士を結ぶ直線上から垂線較差（理論値同士の差）が 1 cm を超える境界点は、区域線上では折れ点として扱ってください（ただし、既存の区域線図または境界調査図がある箇所は除く）。
- (3) 曲線部では、弧と弦の間隔が 2 cm 以内になるように埋設して下さい。

図－ 5 を参考に境界を設置して下さい。



図－ 5 曲線部の設置例

2 使用する機器

使用する主要機器は、次のとおりとします。

表- 8 使用機器制度基準

器機	精度
セオドライト	2 級以上
光波測距儀	$\pm 5\text{mm} \pm D/200,000$
鋼巻尺	定数の明らかなもの

3 観測及び計算

(1) 境界点の位置決定は、原則として2級多角網以上で決定した多角点に基づき放射法による直接測定を行って下さい。

やむを得ない場合は、既知点の次数を二次まで下げて行うことができます。

既知点の方向角は、多角点網の平均プログラムで計算された修正後の方向角を使用して下さい（平均プログラムで計算された座標から逆計算した方向角、距離ではありません）。

(2) 観測の方法及び制限等は、次のとおりとします。

表-9 観測の方法及び制限等

種別	測定量	測定値較差	補正項目, その他
光波測距儀による測距	1セット (2測定)	1セット内の観測値 の較差 5mm以内	気象, 傾斜, 器械定数
鋼巻尺による測距	片道2読定	5mm以内	温度, 尺定数, 傾斜
水平角	0.5対回以上	1対回の場合, 40"	零方向は境界点までの 距離よりも長いこと
鉛直角	"	1対回の場合, 60"	

4 点検測量

境界点の誤測、または座標値の誤算を防止するために境界点間の実測を行い、境界点間距離精度管理表により計算距離と照合して下さい。その制限は、次のとおりです。

表-10 点間距離制限

点間距離	計算値と実測値の較差	摘 要
20m未満	10mm以内	
20m以上	$S/2,000$ 以内	Sは点間距離の計算値

5 既設境界点と新設境界点の接続

測量範囲は、図-6-1, 2のように新設境界点より2点先までとします（区域変更により、滅失する既設境界点は除く）。

(1) 接続例 1

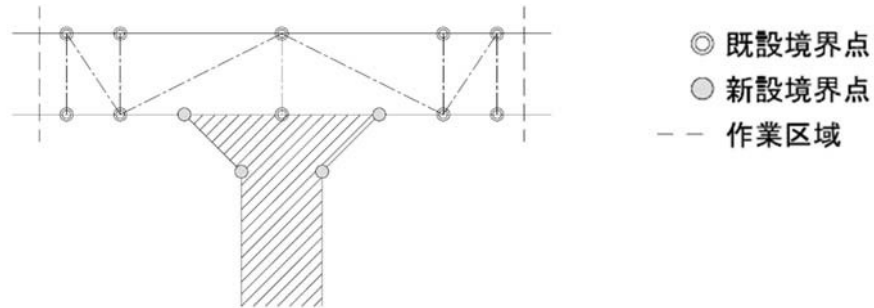


図-6-1 既設境界点との接続例 1

(2) 接続例 2

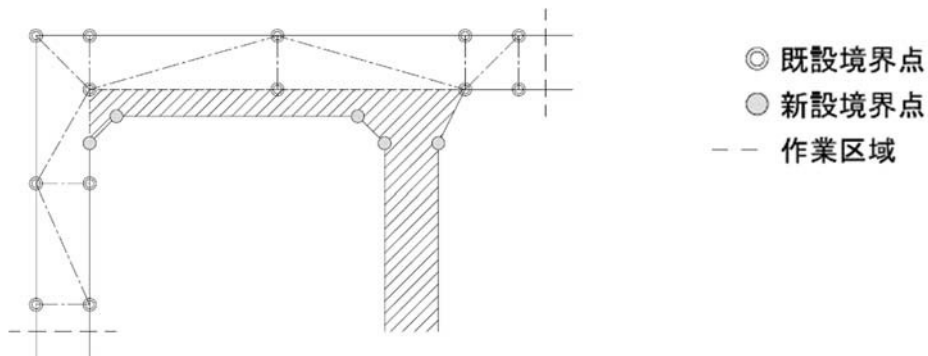


図-6-2 既設境界点との接続例 2

6 境界点番号図

境界点番号図は、巻末資料 作成例 3 - 2 に従い作成して下さい (ST 計算値及び資料距離を以下の色で記入したもの【小数点以下第 3 位を四捨五入し第 2 位まで表示】)。

- ST 計算値 黒色
 - 境界調査図または区域線図の数値 赤色
 - 国土調査 (数値地区) の成果 (ST 計算値) 紫色
 - 道路求積図の数値 緑色
 - 地積測量図の数値 桃色
- なお、境界点番号図の作成範囲は職員から指示を受けて下さい。

7 成果の整理

成果は、次のとおりまとめて下さい（巻末資料 記載例 2 - 2、作成例 3 - 2）。

※座標は「測地成果 2011」の測量成果を提出して下さい。

※手書きの手簿を使用する際は、本市規定の書式を使用して下さい。詳細は職員に相談して下さい。

- (1) 境界点観測手簿
- (2) 境界点座標計算書
- (3) 境界点 S T 計算書（辺長打ち出し表）mm 未満(小数点以下第 4 位)切捨て
- (4) 境界点間距離精度管理表
- (5) 境界点座標一覧表
- (6) 境界点番号図

第5章 道路求積図作成

1 道路求積図の作成

道路求積図は、寄附、払下げ、所管換又は所属替を行う敷地を求積した図面です。作成例 3-4 に従い、作成して下さい。

2 採用距離

道路求積図に採用する距離は、次のとおりとします。

- (1) 新たに分筆登記（地積更正等）を行う場合は、公共基準点より求められた計算距離を採用して下さい。
- (2) 地積測量図距離と現場距離を比較し、その較差がそれぞれ下記に示すとおりであれば、地積測量図距離を採用して下さい。
 - 10m 未満・・・30mm 以内
 - 10m 以上・・・50mm 以内ただし、これによらない場合は職員と協議して下さい。
- (3) 国土調査法に基づく地籍調査実施地区（数値地区）については、その成果（S T 計算値）を採用して下さい。
- (4) 既設道水路、及びそれに隣接する土地を求積する場合には、境界調査図または道路台帳図の距離を採用して下さい。

3 新設水路

新設水路が道路と並行する場合は、その水路についても求積図を作成して下さい。

第6章 道路台帳図（SXF データ）作成・補正

1 SXFデータの作成仕様

(1) SXFデータの提供

- ・作成・補正する電子データは、本市から提供するSXFデータを使用させていただきます。申請書の提出時にデータ保存用CD-R又はDVD-Rを持参して下さい。
- ・SXFデータの提供については、申請書審査後となります。
(誓約書(様式3号)に必要事項を記入し、職員の確認を受けて下さい。)
- ・無断で必要以上に複製すること、二次利用等を行うことを禁止します。また、提供中のSXFデータの管理については、全ての責任を作業機関に負っていただきます。
- ・作業を途中で中止しなければならない場合は、職員の指示によりSXFデータを破棄させていただきます。

※ SXFデータとは

CADデータ交換標準開発コンソーシアム（SCADEC）にて策定されたCADデータ交換標準です。

ファイル形式は、国際標準に則った「P21形式」と国内CADデータ交換のための簡易形式である「SFC形式」の2種類がありますが、本手引きの対象は「P21形式」です。また、SXFのバージョンは、属性付与が可能なSXF Ver3.0以上で作成することを基本とします。

なお、SXFデータ補正に使用するCADソフトウェアについては、一般社団法人オープンCADフォーマット協議会によるOCF検定（SXF対応ソフトウェア検定）のSXF総合に合格し認証を得たソフトウェアを使用するとともに、道路調査課ホームページ※からダウンロードできるサンプルデータを利用して、事前に横浜市の道路台帳図用属性の付与及び編集等の操作が適切にできることを必ず確認してください。

※ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/tetsuzuki/yoko-tebiki.html>)

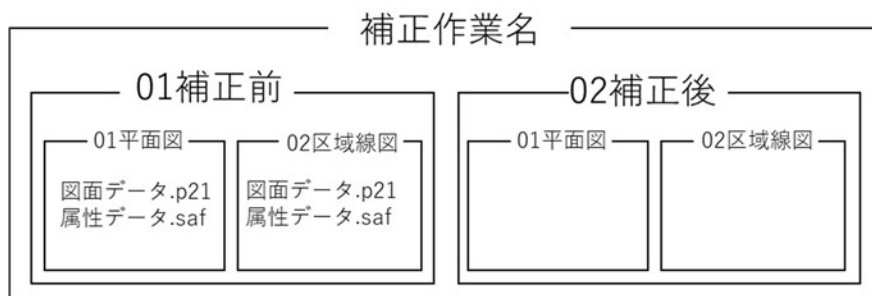


図-7 提供するSXFデータフォルダ構成

(2) SXFデータの補正期間

SXFデータの標準的な補正期間は次のとおりとします。

ただし、大規模開発等で作業が1ヶ月以上必要な場合は、職員と相談して下さい。補正期間を延長します。

表-11 データ補正標準期間

補正延長	補正期間
200m 未満	2週間程度
500m 未満	3週間程度
500m 以上	1ヶ月程度

(3) SXFデータの作成

ア SXFデータは、「道路台帳平面図・道路台帳区域線図データ作成マニュアル及び電子納品の手引き※（以下「作成マニュアル」という。）」、「作成マニュアル付属資料（道路台帳平面図・道路台帳区域線図データの作成仕様・寄付等に伴う道路台帳補正における平面図データの作成仕様）※」、「横浜市道路台帳平面図データ・道路台帳区域線図データ取得基準表※（以下「取得基準表」という。）」に基づき、図形及び属性をレイヤごとに分類し、提供したデータの「～001 レイヤ」上で作成して下さい（作成マニュアルの5.5.1 図形データ、5.5.2 レイヤ分類、5.5.3 属性入力を参照）。

※<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/tetsuzuki/yoko-tebiki.html>

提供したデータの「～001レイヤ」が不足している際は、上記仕様書に基づき新規「～001レイヤ」を作成して下さい。

なお、元データ（レイヤ名の末尾が 001 ではないもの）は、属性も含め、手を加えずレイヤごとそのまま残して下さい。

イ 区域線図データについては、各データの属性項目に属性入力が必要です。道路境界標の場合は、下表のとおりです。

（その他のデータの属性等については、道路台帳平面図・道路台帳区域線図データの作成仕様（P133～）※、レイヤ別属性早見表※をご確認ください。）

※<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/tetsuzuki/yoko-tebiki.html>

表-12 区域線図データ属性一覧（道路境界標の場合）

属性項目	説明	道路境界標 (公共座標)	道路境界標 (任意座標)	図上点 (公共座標)	図上点 (任意座標)
データの有効期間（開始）	—	×	×	×	×
データの有効期間（終了）	—	×	×	×	×
X座標・Y座標	①	○	×	○	×
事業種別	②	○	○	○	○
杭種	③	○	○	\	\
管理者	④	○	○	×	×
告示日	—	×	×	×	×
完了月日	—	×	×	×	×
補正番号	—	×	×	×	×
境界調査簿冊番号	—	×	×	×	×
境界調査決裁日	—	×	×	×	×
図面番号（旧図郭番号）	⑤	○	×	○	×
道路境界標番号	⑥	○	\	○	\
入力年度	⑦	○	\	○	\
新図郭（新図郭番号）	⑤	○	\	○	\
点番号	—	\	×	\	×
○：説明の属性値を入力 ×：属性値の入力は不要（属性項目が無い場合は、項目の作成のみお願いします。） \：属性値入力も項目作成も不要					

① X座標・Y座標

道路境界標の測量成果。

② 事業種別

下表の値を入力します。道路台帳補正の場合は、道路移管 = 3を入力して下さい。

表-13 事業種別属性値

事業種別	値
現況補正	1
境界調査	2
道路移管	3
国土調査	4
14条地区	5
誤表示	6
その他	99

③ 杭種

下表の値を入力します。

表－14 杭種別属性値

杭種別	値
石	1
鋳物	2
プレート	3
鋳	4
刻	5
プラスチック杭	6
印・ペンキ	7
その他	99

④ 管理者

杭の管理者により、下表の値を入力します。

表－15 管理者属性値

管理者	値	管理者	値	管理者	値
横浜市	1	神奈川県	14	東京急行	27
横浜市道路	2	町田市	15	京浜急行	28
横浜市河川	3	川崎市	16	日本道路公団	29
横浜市公園	4	鎌倉市	17	東日本高速道路	30
横浜市下水	5	逗子市	18	中日本高速道路	31
横浜市水道	6	藤沢市	19	首都高速道路	32
横浜市交通	7	大和市	20	独立行政法人都市再生機構	33
横浜市建築	8	横須賀市	21	市住宅供給公社	34
横浜市学校	9	東京電力	22	県住宅供給公社	35
国土交通省	10	東京ガス	23	区画整理等	36
厚生労働省	11	日本電信電話(NTT)	24	行政界	37
総務省	12	JR (JR 東日本、JR 東海、国鉄)	25	国土調査	38
防衛省	13	相模鉄道	26	民間	99

※民石の場合は「99」を入力して下さい。

⑤ 図面番号、新図郭

大メッシュと小メッシュ番号で記載。

例：大メッシュが 42、小メッシュが 26 の時「42-26」

大メッシュが 150、小メッシュが 09 の時「150-9」

(道路調査課から指示されたメッシュ番号を入力。)

⑥ 道路境界標番号

例：99 の場合「0000099」(先頭 0 詰め 7 桁とする。)

(道路調査課から指示された番号を次項ウの方法で振ってください。)

⑦ 入力年度

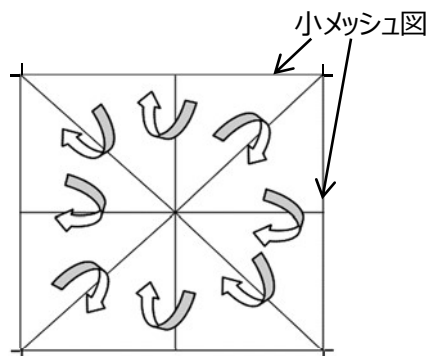
年度は和暦で記述する。

例：令和 2 年度の場合「令和 2 年度」(年度の値は半角数字とする)

ウ 境界点番号は、道路台帳小メッシュ毎に固有の番号を付けます。境界点数（取付け部も含む）を把握し、境界点番号の付け方は、職員の指示を受けて下さい。

ただし原則は、下記優先順位のもと小メッシュ単位で路線毎に時計回りに付定して下さい。

- ・ 左上から右下
- ・ 上から下
- ・ 右上から左下
- ・ 左から右
- ・ 外周を時計回りに付定
- ・ 内周を時計回りに付定
- ・ 番号は重複しないこと



図－8 境界点番号の付け方

エ 「C-WORK レイヤ」(道路台帳図データに取り込まれないレイヤとして) に、下記のデータを記入して下さい。

- ・ 平面図 : 補正番号、申請場所、地物等(人孔・電柱・道路照明灯・バス停・ガードレール等)の種類、補正範囲枠
- ・ 区域線図 : 補正番号、申請場所、旧メッシュ図郭及び図郭番号、新メッシュ図郭及び図郭番号、杭種、補正範囲枠

※新旧図郭データについては、職員から提供を受けて下さい。

※C-WORK レイヤで記入したオブジェクトには属性を付与しません。

(4) 補正範囲及び作成範囲

本市から提供された切り出しデータのうち、次の範囲で補正を行って下さい。

表-16 補正範囲

道路台帳図の種別	補正範囲
区域線図	境界点番号図を作成した範囲
平面図	区域線図の補正範囲+延長方向5m (第6章1(7)イに示す測量範囲)

なお、切り出し指定範囲枠に触れているオブジェクトが切断されることなく切り出されるため、区域線図では補正範囲外の区域線や境界点間距離表示線が、平面図では連続線で作成されている道路縁や歩道、側溝などが切り出されます。

切り出されたオブジェクトは、「補正範囲外」であってもシステム的には全て補正対象となっているため、「補正範囲外」を消去せず補正部分とうまく接合（補正範囲端部と補正範囲外の折れ点を結ぶ等）させて下さい（補正後のデータを道路台帳図に取り込む際、001レイヤに含まれるすべてのデータが道路台帳図データに上書きされます。そのため、図-9のように赤線部が001レイヤで作成されていなかった場合、赤線部が道路台帳図から消去されてしまいます）。

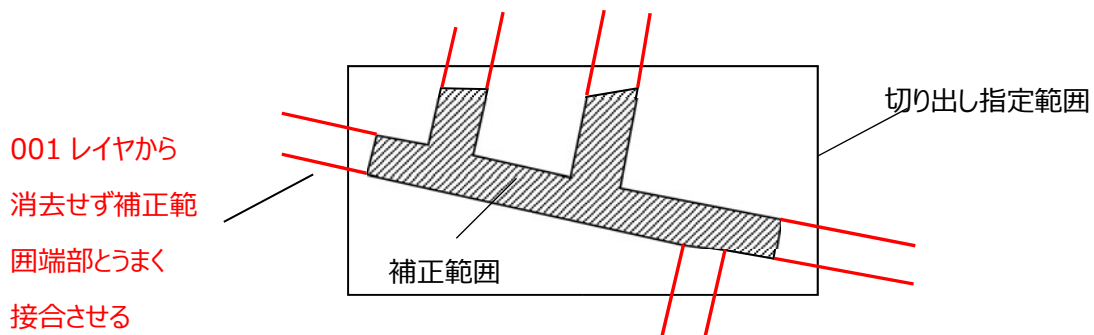


図-9 補正範囲と作成範囲

(5) 区域線の明示

- ア 区域線の距離は、提出した境界点番号図において、職員が採用した距離を明示して下さい。
- イ 距離は、1境界点から最低3方向について明示して下さい。
- ウ 斜距離についても明示して下さい。
- エ 水路の所管換が必要な箇所は、1点先の境界点まで明示し、水路の表示を図面上に明示して下さい。

(6) 不要になる現況及び滅失する境界点・区域線

区域変更、廃止等によって不要になる現況及び境界点、区域線等は SXF データから削除して下さい。(レイヤ名に 0 0 1 が付くレイヤのみ。)

(7) 現況細部測量

ア 測量の実施

現況細部測量は、トータルステーション等による手法により実施して下さい。観測して得た座標値に基づき、SXF データを作成して下さい。それ以外の手法については、職員と協議して下さい。

イ 測量範囲

測量範囲については、次のとおりとします。

(ア) 横断方向：道路区域線、現況道路縁のうち、外側にある方まで。

(イ) 縦断方向：補正範囲端部の幅員線から 5 m 先まで。

ウ 既設道路の補正

既設道路は、境界点番号図を作成した範囲を含めて補正して下さい。

エ 測量対象地物

測量対象地物は、寄付等に伴う道路台帳補正における平面図データの作成仕様 (P5～P17) のとおりとします。また、マンホールについては蓋が円形の場合は直径が 0.5m 以上、四角形の場合は長辺が 0.5m 以上のものを対象地物としてください。

第7章 検査

1 SXFデータ及び出力図の机上検査

申請者は、作成した SXF データについて事前に点検し、ウイルスチェックを行い、道路調査課ホームページ※からダウンロードした SXF チェックプログラムによるチェック結果をプリントアウトして下さい（SXF チェックプログラムは、区域線図のみで構いません）。その後、作成・補正した SXF データ及び SXF データ出力図、プリントアウトしたチェック結果について、職員の机上検査を受けて下さい。

※ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/tetsuzuki/yoko-tebiki.html>)

なお、SXF チェックプログラムによるチェック結果が「次の処理に進めないエラーが検出されたので、チェックを中止しました。」となる場合は、「チェックが最後まで終了しました。～」となるまでデータを修正して下さい。（※チェックプログラムにかける際は「属性未入力を許可」にチェックを入れて実行してください。）

また、SXF データの検査については、属性情報の確認等に数日を要します。事前に点検する項目は、次のとおりです。

- (1) 作業範囲の確認
- (2) 境界点番号図との照合
- (3) データ製品仕様書・取得基準表・作成マニュアルによるデータ仕様の確認
- (4) 既存データと補正データの接合の確認（P27（4）補正範囲及び作成範囲を参照）

<注> 職員が机上検査を行った結果、不適合箇所があった場合は、職員の指示に基づいて訂正した後、再検査を受けて下さい。

2 SXFデータ出力図の現場検査

申請者は、職員の立会いのもとに、現場において現況細部及び区域線距離の検査を受けて下さい。検査の方法は次のとおりとします。

なお、事前に境界標の異常の有無を確認し、検査に支障のないよう障害物の除去、境界標の頭出し等をしておいて下さい。

- (1) 検査の範囲は、取付け道路を含む作業範囲内全てとします。
- (2) 距離の測定は、鋼巻き尺による直接測定もしくはトータルステーション等による間接測定を行って下さい。距離の制限値は次のとおりです。

表-17 現場検査における距離制限値

境界点番号図の採用距離	点間距離	測定値較差	備考
ST 計算値	20m 未満	10mm以内	点検測量の制限値
	20m 以上	S/2,000 以内	
資料距離	10m 未満	3 cm 以内	
	10m 以上	5 cm 以内	

検査の結果、不備な箇所があった場合は、速やかに訂正し再検査を受けて下さい。

また、距離の変更等の必要が生じた場合は、路政課及び関係各区土木事務所と協議の上、必要な措置を講じて下さい。

(様式 1 号)

年 月 日

横浜市長

申請者 住 所
氏 名
電 話

道路台帳図 (SXF データ等) 作成・補正申請書

標記について、必要書類を添付して申請します。なお、申請から 3 年以内に作業が完了しないとき、または、横浜市及び神奈川県暴力団排除条例に基づき同法に抵触する場合は、本申請を取り下げすることに同意します。また、作業中または完了後、排除対象者であることが判明した場合は、申請者の負担で現状に戻すことに同意します。

申請場所及び作業機関

寄附・払下・所管換等・帰属 (開発)	申請延長	m
申請場所 (地番)	区	
作業機関 住所・氏名		
担当者 氏名	電 話	

道路・交通政策局路政課において内容審査を行った結果、道路台帳図 (SXF データ等) の作成・補正を認めます。

年 月 日

路政課 担当者

報告前境界調査図

添付の境界調査図は、後日発行する 謄本と相違ないことを認めます。 年 月 日 土木事務所 係 担当者	道路調査課担当者	
	補正メッシュ番号	
	() D - -	
	() D - -	

(一般用)

(様式 1 号)

年 月 日

道路・交通政策局長

申請者
担当者
連絡先 ()

道路台帳図 (SXF データ等) 作成・補正申請書

標記について、必要書類を添付して申請します。なお、申請から 3 年以内に作業が完了しないとき、または、横浜市及び神奈川県暴力団排除条例に基づき同法に抵触する場合は、本申請を取り下げすることに同意します。また、作業中または完了後、排除対象者であることが判明した場合は、申請者の負担で現状に戻すことに同意します。

申請場所及び作業機関

寄附・払下・所管換等・帰属 (開発)	申請延長	m
申請場所 (地番)	区	
作業機関 住所・氏名		
担当者 氏名	電話	

道路・交通政策局路政課において内容審査を行った結果、道路台帳図 (SXF データ等) の作成・補正を認めます。

年 月 日
路政課 担当者

報告前境界調査図

添付の境界調査図は、後日発行する 謄本と相違ないことを認めます。 年 月 日 土木事務所 係 担当者	道路調査課担当者	
	補正メッシュ番号	
	() D - -	
	() D - -	

(他局用)

(様式 1 号)

年 月 日

道路部長 Or 道路調査課長

申請者

担当者

連絡先 ()

道路台帳図 (SXF データ等) 作成・補正申請書

標記について、必要書類を添付して申請します。なお、申請から 3 年以内に作業が完了しないとき、または、横浜市及び神奈川県暴力団排除条例に基づき同法に抵触する場合は、本申請を取り下げすることに同意します。また、作業中または完了後、排除対象者であることが判明した場合は、申請者の負担で現状に戻すことに同意します。

申請場所及び作業機関

寄附・払下・所管換等・帰属 (開発)	申請延長	m
申請場所 (地番)	区	
作業機関 住所・氏名		
担当者 氏名	電話	

道路・交通政策局路政課において内容審査を行った結果、道路台帳図 (SXF データ等) の作成・補正を認めます。

年 月 日

路政課 担当者

報告前境界調査図

添付の境界調査図は、後日発行する 謄本と相違ないことを認めます。 年 月 日 土木事務所 係 担当者	道路調査課担当者	
	補正メッシュ番号	
	() D - -	
	() D - -	

(道路・交通政策局内用)

(様式 2 号)

検査カード

提出書類

項目	年月日
案内図	
多角測量成果	
境界点測量成果	
公図複合図	
境界調査図謄本	
道路台帳図謄本	
道路求積図	
地積測量図	
地籍調査資料	
その他	

進捗状況

書類検査					
道路台帳図 検机上	提供				
	期限				
	提出				
	出力図 データ				
	現場検査				
完了作業					

境界調査図

区名	冊番号	発行年月日

使用基準点名

経過措置等

年 月 日に連絡票を受取りました。
多角測量成果の二次利用について承諾 します・しません。

会社等名

担当者名

(様式 3 号)

年 月 日

横浜市長

作業機関 住 所
氏 名
電 話 ()

誓 約 書

道路台帳図（S X Fデータ）利用について、以下のとおり誓約いたします。

データ名	区域線図 ・ 平面図		
利用範囲	区		
利用体制	作業機関	会社等名	
		担当者	氏名
			E-mail
			電話

- (1) データの目的外利用及び第三者への提供を一切行いません。
- (2) データ利用にあたって使用する CAD ソフトは、事前に横浜市の道路台帳図用属性の付与及び編集が適切にできることを確認します。
- (3) データの利用期間は、「道路台帳図（S X Fデータ）作成・補正の手引き」で定められた期間とします。
- (4) 上記の貸与データの利用は期間内に限り、作業終了後は 10 日以内に道路調査課まで返却します。
- (5) 貸与データの管理は作業機関が責任をもって行うものとし、データの紛失、消滅、破損等が生じた場合には直ちに道路調査課まで連絡します。

(一般用)

(様式 3 号)

年 月 日

道路・交通政策局長

作業機関 住 所
氏 名
電 話 ()

誓 約 書

道路台帳図（S X Fデータ）利用について、以下のとおり誓約いたします。

データ名	区域線図 ・ 平面図			
利用範囲	区			
利用体制	業務名		1. 職員による処理 2. 外部委託 (委託名:)	
	発注者	担当課名		
		担当者	氏名	
			E-mail	
	電話			
	受託者	会社等名		
		担当者	氏名	
			E-mail	
	電話			

データ利用条件

- (1) データの目的外利用及び第三者への提供を一切行いません。
- (2) データ利用にあたって使用する CAD ソフトは、事前に横浜市の道路台帳図用属性の付与及び編集が適切にできることを確認します。
- (3) データの利用期間は、「道路台帳図（S X Fデータ）作成・補正の手引き」で定められた期間とします。
- (4) 上記の貸与データの利用は期間内に限り、作業終了後は 10 日以内に道路調査課まで返却します。
- (5) 貸与データの管理は作業機関が責任をもって行うものとし、データの紛失、消滅、破損等が生じた場合には直ちに道路調査課まで連絡します。

(他局用)

(様式 3 号)

年 月 日

道路部長 Or 道路調査課長

作業機関 住 所
氏 名
電 話 ()

誓 約 書

道路台帳図 (S X F データ) 利用について、以下のとおり誓約いたします。

データ名	区域線図			・	平面図
利用範囲	区				
利用体制	業務名		1. 職員による処理 2. 外部委託 (委託名:)		
	発注者	担当課名			
		担当者	氏名		
			E-mail		
	電話				
	受託者	会社等名			
		担当者	氏名		
			E-mail		
	電話				

データ利用条件

- (1) データの目的外利用及び第三者への提供を一切行いません。
- (2) データ利用にあたって使用する CAD ソフトは、事前に横浜市の道路台帳図用属性の付与及び編集が適切にできることを確認します。
- (3) データの利用期間は、「道路台帳図 (S X F データ) 作成・補正の手引き」で定められた期間とします。
- (4) 上記の貸与データの利用は期間内に限り、作業終了後は 10 日以内に道路調査課まで返却します。
- (5) 貸与データの管理は作業機関が責任をもって行うものとし、データの紛失、消滅、破損等が生じた場合には直ちに道路調査課まで連絡します。

(道路・交通政策局内用)

(様式 4 号)

年 月 日

横浜市長

申請者 住所
氏名
電話 ()

作業機関 住所
氏名
電話 ()

道路台帳図 (SXF データ等) 作成・補正完了届

次のとおり、道路の（寄附、払下、所管換等・帰属（開発））に伴う道路台帳図（SXF データ等）の作成・補正が完了しましたので届けます。

なお、道路変更申請書の申請が道路台帳図（SXF データ等）作成・補正完了日から 1 年以上経過して提出される場合は、担当課の指示に従い道路台帳図（SXF データ等）の再補正を行い、また道路台帳図（SXF データ等）作成・補正完了日から 3 年を経過しても道路変更等の手続きがなされない場合は、責任をもって現地境界標及び道路台帳図（SXF データ等）の修正をします。

また、完了後に横浜市及び神奈川県暴力団排除条例に基づき排除対象者であることが判明した場合も、申請者の負担で現状に戻すことに同意します。

※申請 No	区 -	※SXF データ等作成完了日 年 月 日	
申請場所（地番）	区		
補正メッシュ	計 枚		
()	D - -		
()	D - -		
()	D - -		
現況図記入距離	m	区域線記入距離	m
※現況図削除距離	m	※区域線削除距離	m
※道路調査課確認	年 月 日 確認		
	担当者		

(一般用)

(様式 4 号)

年 月 日

道路・交通政策局長

申請者
担当者
電話 ()

作業機関 住所
氏名
電話 ()

道路台帳図 (SXF データ等) 作成・補正完了届

次のとおり、道路の（寄附、払下、所管換等・帰属（開発））に伴う道路台帳図（SXF データ等）の作成・補正が完了しましたので届けます。

なお、道路変更申請書の申請が道路台帳図（SXF データ等）作成・補正完了日から 1 年以上経過して提出される場合は、担当課の指示に従い道路台帳図（SXF データ等）の再補正を行い、また道路台帳図（SXF データ等）作成・補正完了日から 3 年を経過しても道路変更等の手続きがなされない場合は、責任をもって現地境界標及び道路台帳図（SXF データ等）の修正をします。

また、完了後に横浜市及び神奈川県暴力団排除条例に基づき排除対象者であることが判明した場合も、申請者の負担で現状に戻すことに同意します。

※申請 No	区 -	※SXF データ等作成完了日 年 月 日	
申請場所（地番）	区		
補正メッシュ	計 枚		
()	D - -		
()	D - -		
()	D - -		
現況図記入距離	m	区域線記入距離	m
※現況図削除距離	m	※区域線削除距離	m
※道路調査課確認	年 月 日 確認 担当者		

(他局用)

(様式 4 号)

年 月 日

道路部長 Or 道路調査課長

申請者
担当者
電 話 ()

作業機関 住 所
氏 名
電 話 ()

道路台帳図 (SXF データ等) 作成・補正完了届

次のとおり、道路の（寄附、払下、所管換等・帰属（開発））に伴う道路台帳図（SXF データ等）の作成・補正が完了しましたので届けます。

なお、道路変更申請書の申請が道路台帳図（SXF データ等）作成・補正完了日から 1 年以上経過して提出される場合は、担当課の指示に従い道路台帳図（SXF データ等）の再補正を行い、また道路台帳図（SXF データ等）作成・補正完了日から 3 年を経過しても道路変更等の手続きがなされない場合は、責任をもって現地境界標及び道路台帳図（SXF データ等）の修正をします。

また、完了後に横浜市及び神奈川県暴力団排除条例に基づき排除対象者であることが判明した場合も、申請者の負担で現状に戻すことに同意します。

※申請 No	区 -	※SXF データ等作成完了日 年 月 日	
申請場所（地番）	区		
補正メッシュ	計 枚		
()	D - -		
()	D - -		
()	D - -		
現況図記入距離	m	区域線記入距離	m
※現況図削除距離	m	※区域線削除距離	m
※道路調査課確認	年 月 日 確認 担当者		

(道路・交通政策局内用)

観 測 手 簿

24 年 12 月 25 日

測 点 : 53 (378-13)	B = P = C	天 候 : 晴 軟風
器械高 i : 1.50	器械高 g : 1.50	観 測 者 : ██████████
測 器 : TOPCON QS5AC	気 温 : 10.0 °C	気 圧 : 1013.0 hPa
測器 No : ██████████	器械定数 :	気象補正 : -5.0 ppm
開始時刻 : 13 時 35 分	終了時刻 : 13 時 42 分	備 考 :

目 盛	望 遠 鏡 号	点 番	名 称	水 平 角	結 果	倍 角	較 差	倍 角 差	観 測 差	水 平 角 (平均 値)
0	r	1	54 (378-14)	0-00-00	0-00-00	〃	〃	〃	〃	0-00-00
		2	61 (10101)	184-55-40	184-55-40	80	0	0	0	184-55-40
1		2		4-55-55	184-55-40					
		1		180-00-15	0-00-00					
90	l	1		270-00-00	0-00-00					
		2		94-55-40	184-55-40	80	0			
	r	2		274-55-20	184-55-40					
		1		89-59-40	0-00-00					

望 遠 鏡	点 番	名 称	目 標 高	鉛 直 角	結 果	高 度 定 数 差
r	54	(378-14)	1.50	89-15-40	2Z = 178-32-00	
l				270-43-40	Z = 89-16-00	
				359-59-20	α = 0-44-00	15
r	61	(10101)	1.50	89-30-50	2Z = 179-02-05	
l				270-28-45	Z = 89-31-03	
				359-59-35	α = 0-28-57	

点 番	名 称	目 標 高	測 定 距 離		セ ッ ト 内 較 差	セ ッ ト 間 較 差	測 定 距 離 (平均 値)
		m	m	m	mm	mm	m
54	(378-14)	1.50	148.145	148.143	2	0	148.144
			148.143	148.144	1		
61	(10101)	1.50	84.842	84.842	0	1	84.842
			84.841	84.841	0		

観 測 記 簿

測 点 : 53 (378-13)

X = -55409.434

Y = -19523.473

H = 11.240

水平角に関する偏心: B = P = C

鉛直角に関する偏心: B = P = C

距離に関する偏心: B = P = C

平均ジオイド高 = 36.47

縮尺係数 = 0.999905 (平均)

測 点 名 : (378-14) (10101)
P = C P = C

偏心距離 :

電 算 No : 54 61

【 水 平 角 】

平 均 値	0-00-00	184-55-40
観 測 の 偏 心		
目 標 の 偏 心		
帰 零 数		
中心の観測角	0-00-00	184-55-40

【 高 度 角 】

	m	m
標 高		11.944
器 械 高 i 1		1.50
" i 2		1.50
目 標 高 f 1		1.50
" f 2		1.50
高 度 角 α 1		0-28-57
" α 2		-0-28-05
平 均		0-28-31

【 距 離 】

	m	m
器 械 高 g		1.50
反 射 鏡 高 m		1.50
補 正 数 $d \alpha$ 1		
" $d \alpha$ 2		
補 正 後 α 1		
" α 2		
$(\alpha 1 + \alpha 2) / 2$		
測 定 距 離 D		84.842
基 準 面 上 の 距 離 S		84.838
座 標 上 の 距 離 s		84.830

備 考

距離補正計算簿

座標系: 9 縮尺係数: 0.999905 平均ジオイド高: 36.47

測点番 視準点番	測点名 視準点名	測定距離 m	高度角 α_1 高度角 α_2	平均高度角 ()	平均標高 m	水平距離 m	球面距離 m	縮尺補正 m	平面距離 m
53	378-13	84.842	0-28-57	0-28-31	11.592	84.839	84.838	-0.008	84.830
61	10101		-0-28-05	(13.092)					
61	10101	95.163	-0-34-58	-0-34-40	11.465	95.158	95.157	-0.009	95.148
62	10102		0-34-22	(12.965)					
62	10102	127.311	-1-16-25	-1-16-16	9.573	127.280	127.279	-0.012	127.267
63	10103		1-16-07	(11.073)					
63	10103	98.397	-0-14-40	-0-14-40	7.951	98.396	98.395	-0.009	98.386
64	10104		0-14-40	(9.451)					
64	10104	47.827	-0-27-33	-0-27-32	7.550	47.825	47.825	-0.005	47.820
65	10105		0-27-30	(9.050)					
65	10105	32.165	0-19-50	0-20-03	7.452	32.164	32.164	-0.003	32.161
66	10106		-0-20-15	(8.952)					
66	10106	38.468	-0-15-48	-0-15-58	7.457	38.468	38.467	-0.004	38.463
67	10107		0-16-07	(8.957)					
67	10107	45.473	0-12-35	0-12-37	7.452	45.473	45.472	-0.004	45.468
68	10108		-0-12-38	(8.952)					
68	10108	71.541	-0-10-50	-0-10-33	7.426	71.541	71.540	-0.007	71.533
69	10109		0-10-15	(8.926)					
69	10109	33.530	0-18-47	0-18-34	7.353	33.530	33.529	-0.003	33.526
52	378-4		-0-18-20	(8.853)					

点検計算 (座標)

世界測地系

平均ジオイド高 = 36.47

路線番号 : 1

路線名 :

点番	測点名	夾角	方向角	距離	X	Y
				m	m	m
54	(378-14)		183-45-26			
53	(378-13)	184-55-40	8-41-06	84.830	-55409.434	-19523.473
61	(10101)	210-31-43	39-12-49	95.148	(-55325.577	-19510.663)
62	(10102)	127-27-00	346-39-49	127.267	(-55251.857	-19450.509)
63	(10103)	168-59-55	335-39-44	98.386	(-55128.022	-19479.865)
64	(10104)	208-03-10	3-42-54	47.820	(-55038.379	-19520.411)
65	(10105)	172-25-18	356-08-12	32.161	(-54990.659	-19517.313)
66	(10106)	200-17-38	16-25-50	38.463	(-54958.571	-19519.480)
67	(10107)	188-00-35	24-26-25	45.468	(-54921.679	-19508.601)
68	(10108)	139-13-30	343-39-55	71.533	(-54880.285	-19489.789)
69	(10109)	161-44-56	325-24-51	33.526	(-54811.639	-19509.908)
52	(378-4)	196-15-11	341-40-02		-54784.038	-19528.939
51	(378-3)					
		$\Sigma S =$		m		
		辺数 (N) =		674.602		
				10		
		結果 =	341-40-02		m	m
		結合点成果 =	341-40-42	m	-54784.038	-19528.939
		閉合差 =	-40	0.049	-0.021	-0.044
		許容範囲 =	(43)	(0.054)		

$$10'' + 10''\sqrt{11} = 43''$$

$$3cm + 3cm\sqrt{0.674km} = 5.46cm > 4.9cm$$

$$\frac{1}{674.6} = \frac{1}{13,767} < \frac{1}{10,000}$$

簡 易 水 平 網 平 均 計 算

世 界 測 地 系

平面直角座標系	9
許容範囲 路線方向角の偏差	50 秒
路線座標差の偏差	30 cm

計 算 年 月 日 平成 24 年 12 月 25 日

検定番号(日本測量協会) 

点検番号  

簡 易 水 平 網 平 均 計 算

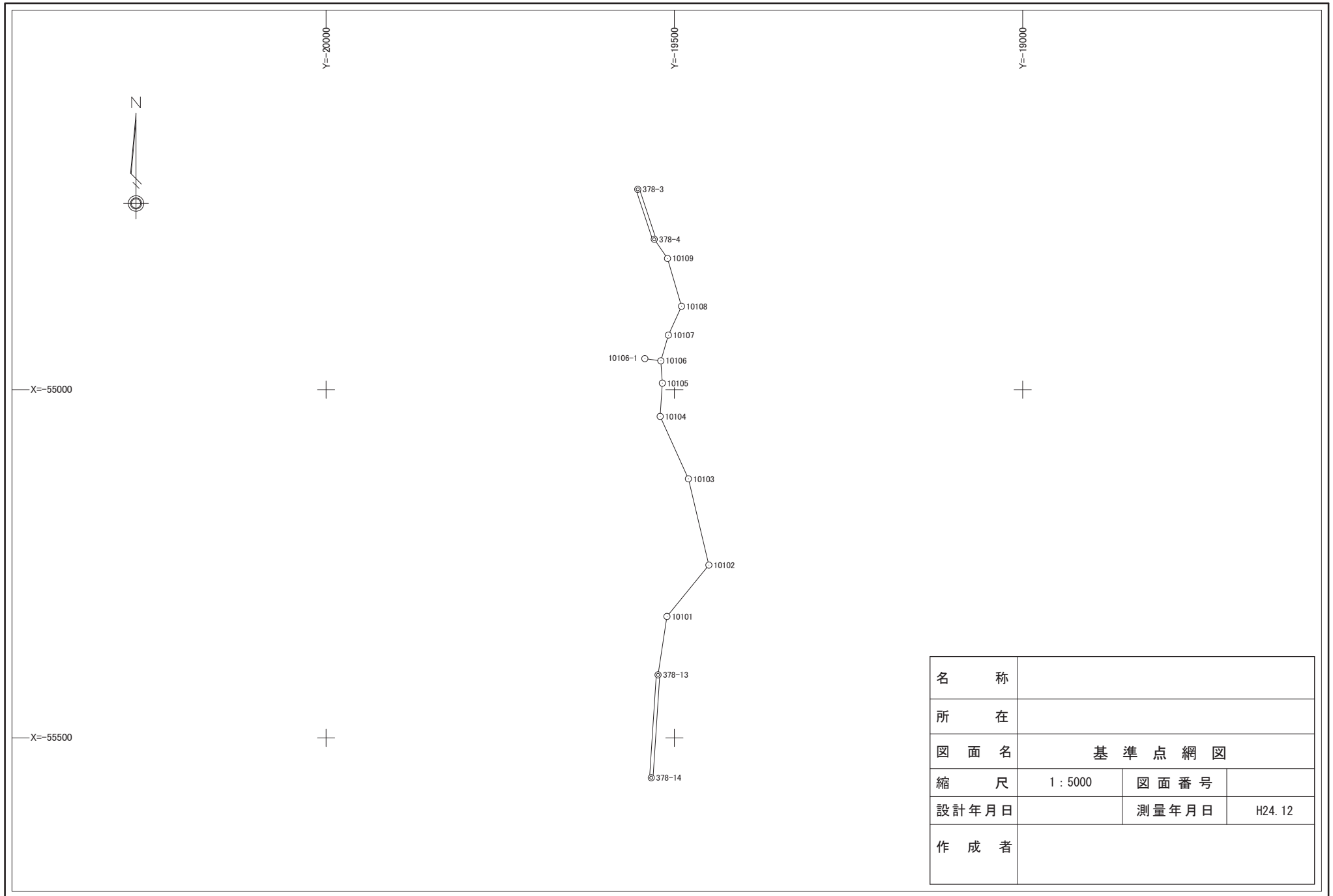
点番	点名	観測角 ° ' "	方向角 ° ' "	平面距離 m	X座標 m	Y座標 m	方向角 ° ' "	距離 m
路線No 1				(53	----	52)		
路線名				(378-13	----	378-4)		
54	378-14		183-45-26					
53	378-13	184-55-40	8-41-10	84.830	-55409.434	-19523.473	8-41-07	84.840
61	10101	210-31-43	39-12-56	95.148	-55325.575	-19510.663	39-12-51	95.158
62	10102	127-27-00	346-40-00	127.267	-55251.854	-19450.507	346-39-59	127.283
63	10103	168-59-55	335-39-59	98.386	-55128.015	-19479.859	335-39-59	98.398
64	10104	208-03-10	3-43-12	47.820	-55038.367	-19520.400	3-43-10	47.826
65	10105	172-25-18	356-08-34	32.161	-54990.646	-19517.298	356-08-32	32.165
66	10106	200-17-38	16-26-15	38.463	-54958.557	-19519.461	16-26-12	38.467
67	10107	188-00-35	24-26-54	45.468	-54921.665	-19508.578	24-26-50	45.473
68	10108	139-13-30	343-40-28	71.533	-54880.273	-19489.760	343-40-27	71.542
69	10109	161-44-56	325-25-27	33.526	-54811.622	-19509.869	325-25-29	33.530
52	378-4	196-15-11	341-40-42		-54784.017	-19528.895		
51	378-3							
		方向角の偏差		距離合計	Xの偏差	Yの偏差	座標差の偏差	
		秒		m	m	m	m	
観測値		40		674.602	0.017	-0.007	0.019	
許容値		(43)					(0.054)	

$$10'' + 10''\sqrt{11} = 43''$$

$$3cm + 3cm\sqrt{0.674km} = 5.46cm > 1.9cm$$

$$\frac{1}{\frac{674.6}{0.019}} = \frac{1}{35,505} < \frac{1}{10,000}$$

資料18



名 称			
所 在			
図 面 名	基準点網図		
縮 尺	1 : 5000	図面番号	
設計年月日		測量年月日	H24. 12
作 成 者			

觀 測 手 簿

現場名：

作業名：境界測量

測 点 No. 3	觀 測 日	24 年 9 月 29 日	天 候	晴 無 風	觀 測 者	
10106	偏 心 状 況	B=C=P	器 械 高 i	1.45	器 械 高 g	1.45
	測 器 N o	NO. P80282	測 器	TOPCON QS5AC	器 械 定 数	
	氣 温	27.0 °C	氣 压	1013.0 hPa	氣 象 補 正	14.0 ppm
	開 始 時 刻	11 時 54 分	終 了 時 刻	12 時 10 分		

水平角	目盛	望遠鏡	方向	視準点名	觀測角	結果	倍角	較差
	0	r	1	10105	258-23-25	0-00-00		
			2	K7	6-58-35	108-35-10	15	5
			3	K8	17-06-55	118-43-30	55	5
			4	K11	80-26-25	182-03-00	95	25
		l	4	K11	260-26-00	182-02-35		
			3	K8	197-06-50	118-43-25		
			2	K7	186-58-30	108-35-05		
			1	10105	78-23-25	0-00-00		

結果	視準点名	平均值	倍角差	觀測差
	10105	0-00-00		
	K7	108-35-08		
	K8	118-43-28		
	K11	182-02-48		

鉛直角	望遠鏡	視準点名	目標高	觀測角	合計	$r - l = 2 Z$	$90 \pm \alpha = Z$	α
	r	10105	0.10	92-44-15				
	l			267-15-45	360-00-00	185-28-30	92-44-15	-2-44-15
	r	K7	0.10	96-18-50				
	l			263-41-05	359-59-55	192-37-45	96-18-53	-6-18-53
	r	K8	0.10	100-02-05				
	l			259-58-00	360-00-05	200-04-05	100-02-03	-10-02-03
	r	K11	0.60	122-17-45				
	l			237-42-30	360-00-15	244-35-15	122-17-38	-32-17-38

高度定数差	20
-------	----

距 離	視準点名	目標高m	距離 1	距離 2	セット内較差 1	セット間較差	反射鏡定数	平均
			距離 3	距離 4	セット内較差 2			
	10105	0.10	32.203	32.204	1			32.204
	K7	0.10	14.297	14.298	1			14.298
	K8	0.10	7.442	7.442	0			7.442
	K11	0.60	1.648	1.649	1			1.649

觀 測 記 簿

平成 25 年 2 月 5 日

現場名
作業名 (境界測量)
縮尺係数 1.000000

器械点名	視準点名	夾角	斜距離	高度角($\alpha 1$)	高度角($\alpha 2$)	平均高度角	平均標高	球面距離	平面距離	器械高 g	目標高 m	垂直距離
10106-1	10106	0-00-00	23.211	-2-30-28		-2-30-28	8.078	23.189	23.189	1.45	0.10	0.334
10106-1	K3	140-13-05	8.742	-9-08-15		-9-08-15	7.892	8.631	8.631	1.45	0.10	-0.038
10106-1	K4	173-08-18	8.011	-9-37-48		-9-37-48	7.916	7.898	7.898	1.45	0.10	0.010
10106-1	K5	185-04-25	1.922	-42-53-00		-42-53-00	7.932	1.408	1.408	1.45	0.10	0.042
10106-1	K6	106-15-25	4.711	-16-26-10		-16-26-10	7.920	4.518	4.518	1.45	0.15	-0.033
10106	10105	0-00-00	32.204	-2-44-15	-2-04-28	-2-44-15	8.151	32.167	32.167	1.45	0.10	-0.188
10106	K7	108-35-08	14.298	-6-18-53		-6-18-53	8.134	14.211	14.211	1.45	0.10	-0.223
10106	K8	118-43-28	7.442	-10-02-03		-10-02-03	8.272	7.328	7.328	1.45	0.10	0.053
10106	K11	182-02-48	1.649	-32-17-38		-32-17-38	8.480	1.394	1.394	1.45	0.60	-0.031
10105	10106	0-00-00	32.190	-2-04-28	-2-44-15	-2-04-28	8.151	32.169	32.169	1.45	0.10	0.185
10105	K12	2-15-45	11.742	-5-39-43		-5-39-43	8.153	11.685	11.685	1.45	0.20	0.092
10105	K14	0-25-15	16.178	-4-09-38		-4-09-38	8.145	16.135	16.135	1.45	0.20	0.076
10105	K16	208-22-33	16.319	-3-32-58		-3-32-58	8.227	16.288	16.288	1.45	0.20	0.240
10104	10105	0-00-00	47.859	-2-06-08		-2-06-08	8.269	47.827	47.827	1.47	0.10	-0.386
10104	K27	5-08-50	30.785	-2-37-45		-2-37-45	8.441	30.753	30.753	1.47	0.30	-0.242
10106-1	10106	0-00-00	23.207	-2-27-05		-2-27-05	8.070	23.186	23.186	1.43	0.10	0.337
10106-1	K2	90-37-53	4.367	-16-58-53		-16-58-53	7.929	4.177	4.177	1.43	0.10	0.055
10106-1	K32	13-11-20	13.240	-4-57-13		-4-57-13	7.995	13.191	13.191	1.43	0.10	0.187
10106-1	K33	18-31-35	9.487	-7-12-05		-7-12-05	7.972	9.412	9.412	1.43	0.10	0.141
10106-1	K39	17-58-28	16.577	-3-34-18		-3-34-18	8.050	16.545	16.545	1.43	0.10	0.297
10106-1	K40	13-59-40	14.902	-4-09-05		-4-09-05	8.027	14.863	14.863	1.43	0.10	0.251
10106-1	K41	60-47-05	4.629	-16-01-43		-16-01-43	7.927	4.449	4.449	1.43	0.10	0.052
10106-1	K42	90-37-30	4.410	-16-49-30		-16-49-30	7.928	4.221	4.221	1.43	0.10	0.054
10106-1	K59	90-58-48	2.947	-26-02-05		-26-02-05	7.920	2.648	2.648	1.43	0.10	0.037

トラバース計算 計算書

平成 25 年 2 月 5 日

現場名：
 作業名：(境界測量)
 2次元平面距離開放放射

器械点	視準点	観測角	方向角	距離	cos	sin	ΔX	ΔY	X	Y	点名	点番
10106-1	10106		97-45-12						-54955.429	-19542.436	10106-1	71
10106-1	K3	140-13-05	237-58-17	8.631	-0.530342678	-0.847783371	-4.577	-7.317	-54960.006	-19549.753	K3	501
10106-1	K4	173-08-18	270-53-30	7.898	0.015561891	-0.999878906	0.123	-7.897	-54955.306	-19550.333	K4	502
10106-1	K5	185-04-25	282-49-37	1.408	0.222007056	-0.975045059	0.313	-1.373	-54955.116	-19543.809	K5	503
10106-1	K6	106-15-25	204-00-37	4.518	-0.913472482	-0.406900509	-4.127	-1.838	-54959.556	-19544.274	K6	504
10106	10105		176-08-34						-54958.557	-19519.461	10106	66
10106	K7	108-35-08	284-43-42	14.211	0.254236237	-0.967142149	3.613	-13.744	-54954.944	-19533.205	K7	505
10106	K8	118-43-28	294-52-02	7.328	0.420516843	-0.907284732	3.082	-6.649	-54955.475	-19526.110	K8	506
10106	K11	182-02-48	358-11-22	1.394	0.999500757	-0.031594897	1.393	-0.044	-54957.164	-19519.505	K11	507
10105	10106		356-08-34						-54990.646	-19517.298	10105	65
10105	K12	2-15-45	358-24-19	11.685	0.999612683	-0.027829560	11.680	-0.325	-54978.966	-19517.623	K12	508
10105	K14	0-25-15	356-33-49	16.135	0.998201961	-0.059940350	16.106	-0.967	-54974.540	-19518.265	K14	509
10105	K16	208-22-33	204-31-07	16.288	-0.909826520	-0.414988799	-14.819	-6.759	-55005.465	-19524.057	K16	510
10104	10105		3-43-12						-55038.367	-19520.400	10104	64
10104	K27	5-08-50	8-52-02	30.753	0.988048211	0.154145169	30.385	4.740	-55007.982	-19515.660	K27	511
10106-1	10106		97-45-12						-54955.429	-19542.436	10106-1	71
10106-1	K2	90-37-53	188-23-05	4.177	-0.989311250	-0.145819236	-4.132	-0.609	-54959.561	-19543.045	K2	512
10106-1	K32	13-11-20	110-56-32	13.191	-0.357426333	0.933941334	-4.715	12.320	-54960.144	-19530.116	K32	513
10106-1	K33	18-31-35	116-16-47	9.412	-0.442753884	0.896643183	-4.167	8.439	-54959.596	-19533.997	K33	514
10106-1	K39	17-58-28	115-43-40	16.545	-0.434095888	0.900866672	-7.182	14.905	-54962.611	-19527.531	K39	515
10106-1	K40	13-59-40	111-44-52	14.863	-0.370521413	0.928823924	-5.507	13.805	-54960.936	-19528.631	K40	516
10106-1	K41	60-47-05	158-32-17	4.449	-0.930660791	0.365883167	-4.141	1.628	-54959.570	-19540.808	K41	517
10106-1	K42	90-37-30	188-22-42	4.221	-0.989327504	-0.145708920	-4.176	-0.615	-54959.605	-19543.051	K42	518
10106-1	K59	90-58-48	188-44-00	2.648	-0.988405720	-0.151835877	-2.617	-0.402	-54958.046	-19542.838	K59	519

ST計算 計算書 (辺長)

世界測地系

平成 25 年 2 月 7 日

現場名:

縮尺係数 1.000000
辺の総合計 137.170

No	点番	点名	X座標	Y座標	平面距離	球面距離	方向角	夾角
1	404	K4	-54955.306	-19550.333	6.526	6.526	88-19-55	180-44-20
	405	K5	-54955.116	-19543.809				
2	405	K5	-54955.116	-19543.809	10.605	10.605	89-04-15	185-12-33
	407	K7	-54954.944	-19533.205				
3	407	K7	-54954.944	-19533.205	7.114	7.114	94-16-48	
	408	K8	-54955.475	-19526.110				
4	411	K11	-54957.164	-19519.505	17.420	17.420	175-55-05	
	414	K14	-54974.540	-19518.265				
5	412	K12	-54978.966	-19517.623	29.082	29.082	176-07-47	
	427	K27	-55007.982	-19515.660				
6	416	K16	-55005.465	-19524.057	42.994	42.994	355-21-55	151-20-28
	439	K39	-54962.611	-19527.531				
7	439	K39	-54962.611	-19527.531	2.003	2.003	326-42-23	151-21-58
	440	K40	-54960.936	-19528.631				
8	440	K40	-54960.936	-19528.631	1.683	1.683	298-04-21	159-57-52
	432	K32	-54960.144	-19530.116				
9	432	K32	-54960.144	-19530.116	3.919	3.919	278-02-13	172-10-54
	433	K33	-54959.596	-19533.997				
10	433	K33	-54959.596	-19533.997	6.811	6.811	270-13-07	178-53-15
	441	K41	-54959.570	-19540.808				
11	441	K41	-54959.570	-19540.808	2.243	2.243	269-06-22	278-39-33
	442	K42	-54959.605	-19543.051				
12	442	K42	-54959.605	-19543.051	0.044	0.044	7-45-55	82-28-04
	402	K2	-54959.561	-19543.045				
13	402	K2	-54959.561	-19543.045	1.229	1.229	270-13-59	175-04-18
	406	K6	-54959.556	-19544.274				
14	406	K6	-54959.556	-19544.274	5.497	5.497	265-18-17	
	403	K3	-54960.006	-19549.753				

ST計算 計算書 (幅員)

世界測地系

平成 25 年 2 月 7 日

現場名:

縮尺係数 1.000000
辺の総合計 168.843

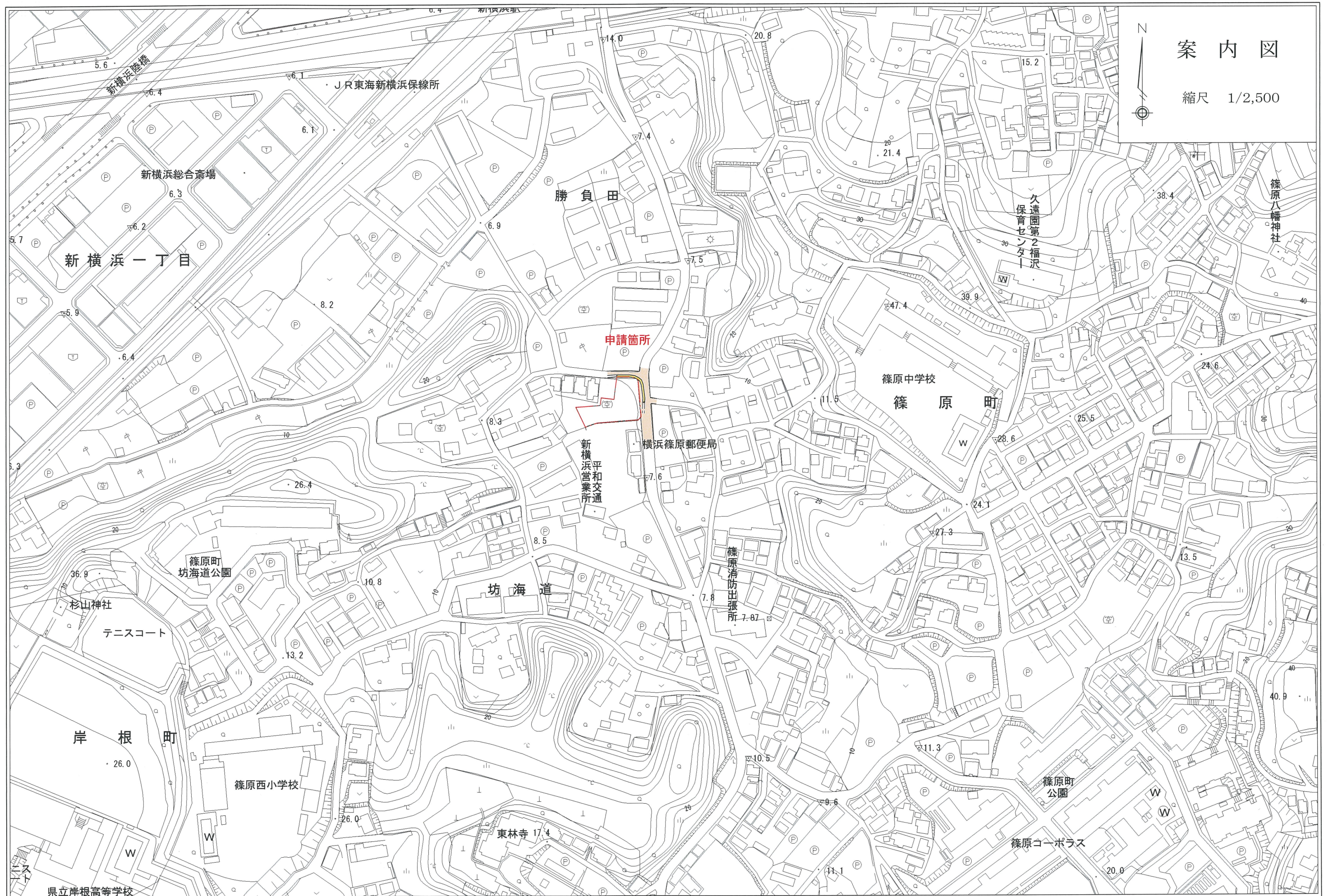
No	点番	点名	X座標	Y座標	平面距離	球面距離	方向角	夾角
1	404	K4	-54955.306	-19550.333	4.735	4.735	172-57-54	57-35-30
	403	K3	-54960.006	-19549.753				
2	403	K3	-54960.006	-19549.753	7.696	7.696	50-33-24	315-25-20
	405	K5	-54955.116	-19543.809				
3	405	K5	-54955.116	-19543.809	4.464	4.464	185-58-44	37-34-56
	406	K6	-54959.556	-19544.274				
4	406	K6	-54959.556	-19544.274	2.083	2.083	43-33-40	118-06-13
	459	K59	-54958.046	-19542.838				
5	459	K59	-54958.046	-19542.838	3.086	3.086	341-39-53	
	405	K5	-54955.116	-19543.809				
6	441	K41	-54959.570	-19540.808	2.237	2.237	270-13-50	277-32-59
	402	K2	-54959.561	-19543.045				
7	402	K2	-54959.561	-19543.045	1.529	1.529	7-46-49	299-07-00
	459	K59	-54958.046	-19542.838				
8	459	K59	-54958.046	-19542.838	2.538	2.538	126-53-49	111-47-06
	441	K41	-54959.570	-19540.808				
9	441	K41	-54959.570	-19540.808	8.899	8.899	58-40-55	13-28-07
	407	K7	-54954.944	-19533.205				
10	407	K7	-54954.944	-19533.205	10.120	10.120	252-09-02	
	459	K59	-54958.046	-19542.838				
11	433	K33	-54959.596	-19533.997	4.718	4.718	9-39-43	319-37-34
	407	K7	-54954.944	-19533.205				
12	407	K7	-54954.944	-19533.205	6.048	6.048	149-17-17	71-20-29
	432	K32	-54960.144	-19530.116				
13	432	K32	-54960.144	-19530.116	6.152	6.152	40-37-46	344-09-01
	408	K8	-54955.475	-19526.110				
14	408	K8	-54955.475	-19526.110	6.014	6.014	204-46-47	
	440	K40	-54960.936	-19528.631				
15	439	K39	-54962.611	-19527.531	7.276	7.276	11-15-43	273-04-56
	408	K8	-54955.475	-19526.110				
16	408	K8	-54955.475	-19526.110	6.817	6.817	104-20-39	311-29-32
	411	K11	-54957.164	-19519.505				
17	411	K11	-54957.164	-19519.505	9.699	9.699	235-50-11	86-19-30
	439	K39	-54962.611	-19527.531				
18	439	K39	-54962.611	-19527.531	15.104	15.104	142-09-41	209-35-07
	414	K14	-54974.540	-19518.265				
19	414	K14	-54974.540	-19518.265	4.472	4.472	171-44-48	337-02-44
	412	K12	-54978.966	-19517.623				
20	412	K12	-54978.966	-19517.623	19.122	19.122	328-47-32	
	439	K39	-54962.611	-19527.531				
21	416	K16	-55005.465	-19524.057	27.268	27.268	193-38-51	93-02-19
	416	K16	-55005.465	-19524.057				
22	427	K27	-55007.982	-19515.660	8.766	8.766	106-41-10	

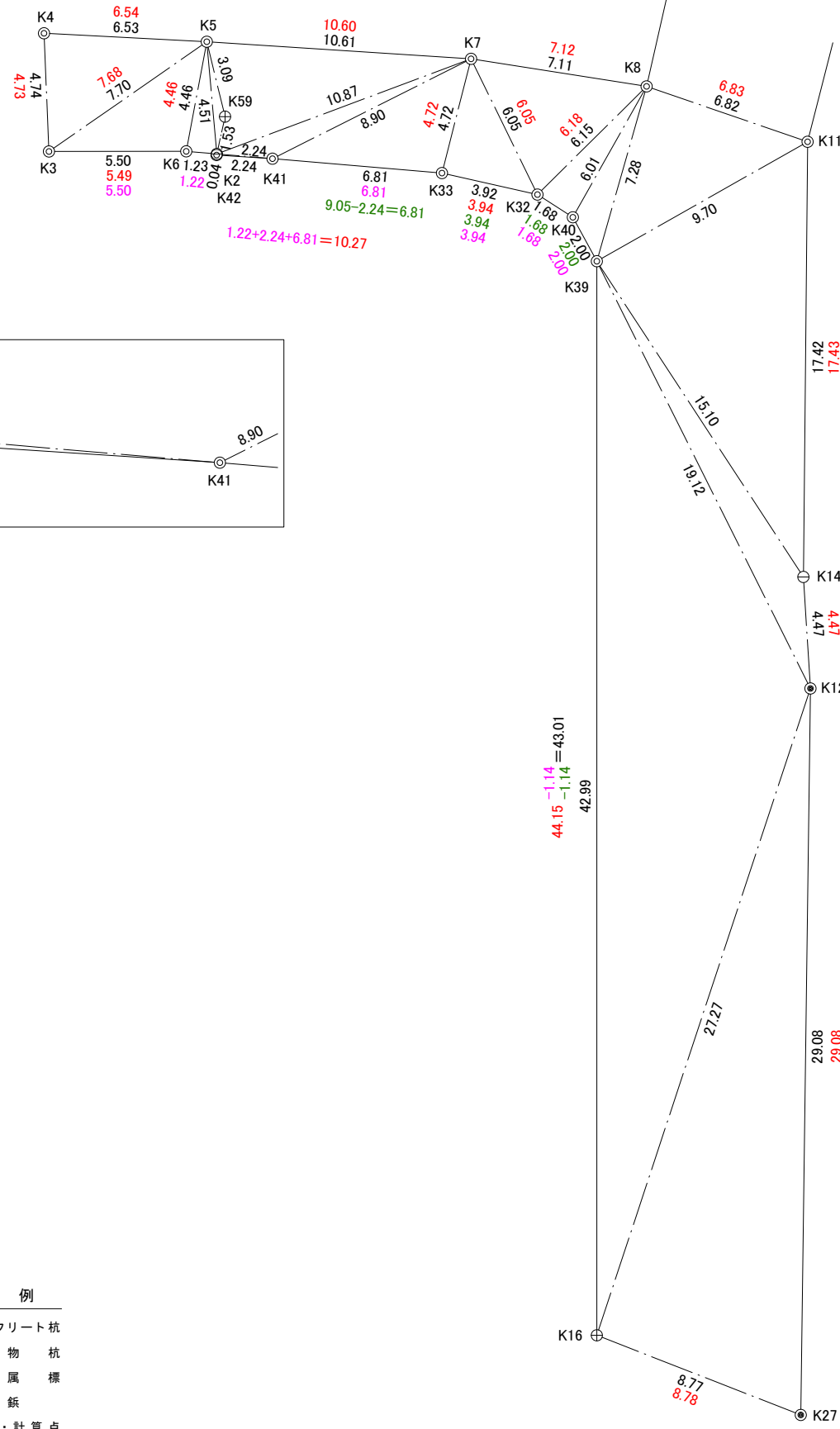
境界点座標一覧表

泉27-6

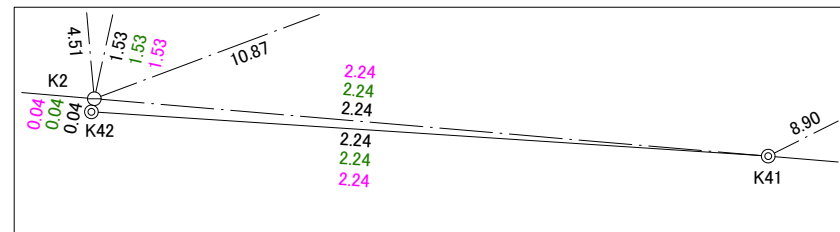
測地成果2011

新点番号	仮点番号	X座標	Y座標	杭種	管理者	旧図郭		新図郭	
						大メッシュ	小メッシュ	大メッシュ	小メッシュ
297	K4	-62498.317	-29466.651	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
298	K5	-62487.676	-29451.745	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
299	K6	-62461.263	-29419.485	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
300	K15	-62436.260	-29388.973	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
301	K16	-62432.535	-29389.969	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
302	K28	-62431.030	-29399.467	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
303	K31	-62419.212	-29424.159	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
304	K30	-62414.818	-29422.660	石	横浜市道路	104	44	111	27
305	K29	-62426.637	-29397.603	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
306	K26	-62429.515	-29379.435	石	横浜市道路	104	44	111	27
307	K25	-62429.741	-29377.545	石	横浜市道路	104	44	111	27
308	K24	-62430.127	-29368.005	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
309	K23	-62430.588	-29362.818	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
310	K22	-62435.240	-29363.526	鋳物	横浜市道路	104	44	111	27
311	K21	-62434.755	-29368.581	石	横浜市道路	104	44	111	27
312	K18	-62434.500	-29375.459	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
313	K20	-62436.240	-29380.238	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
314	K7	-62445.388	-29391.434	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
315	K8	-62452.344	-29399.914	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
316	K9	-62458.360	-29407.258	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
317	K10	-62467.862	-29418.850	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
318	K11	-62473.895	-29426.231	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
319	K12	-62485.480	-29440.366	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
320	K13	-62491.491	-29447.728	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
321	K14	-62492.047	-29448.401	プレート	横浜市道路	104	44	111	27
322	K1	-62510.074	-29473.676	プレート	横浜市道路	104	44	111	35
323	K2	-62505.583	-29476.850	プレート	横浜市道路	104	44	111	35
324	K3	-62503.828	-29474.407	プレート	横浜市道路	104	44	111	35





拡大図1/25

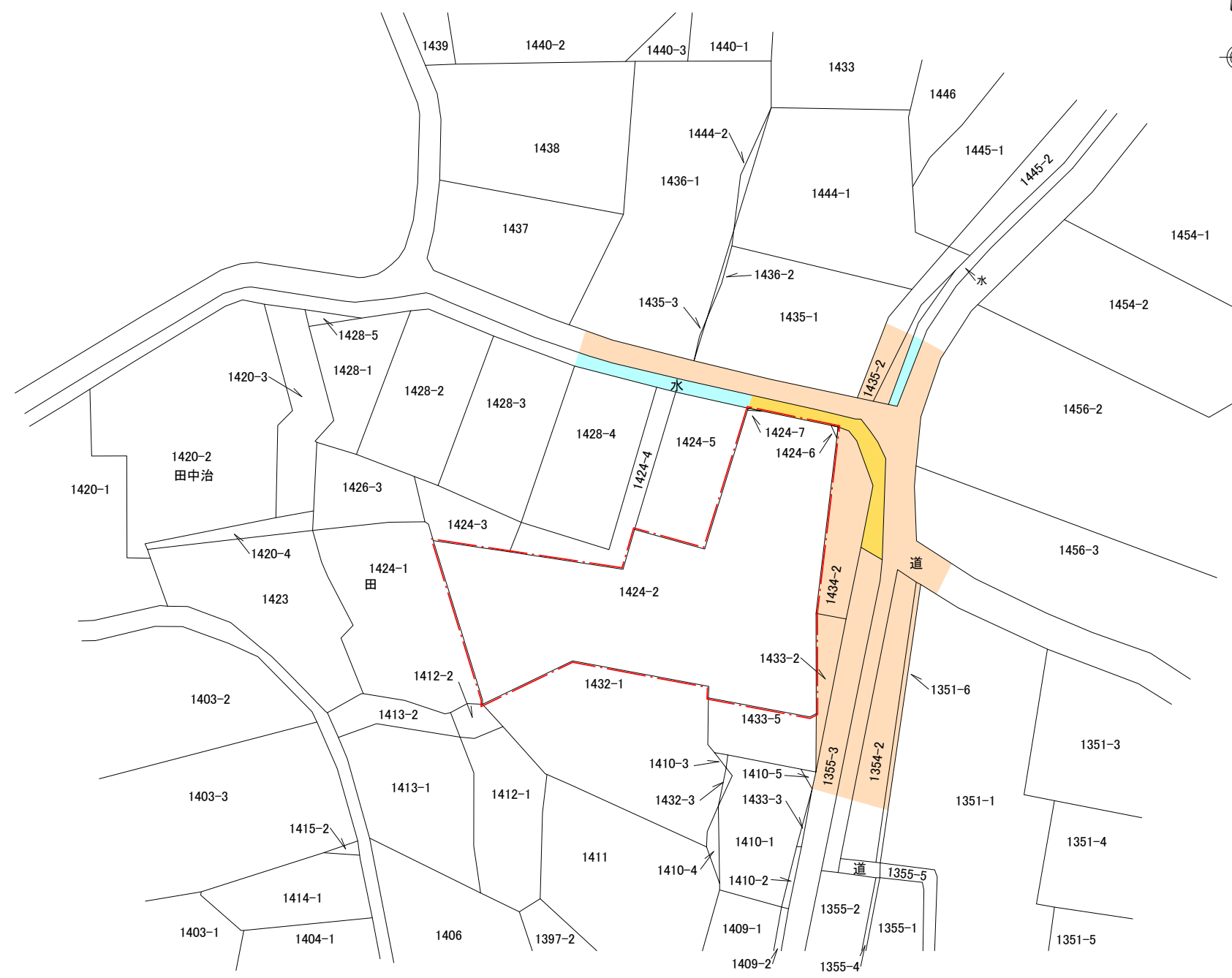


- 10.00 ST計算値
- 10.00 台帳図数値・道水路境界調査図数値
- 10.00 道路求積図数値
- 10.00 地積測量図数値

- 凡 例
- ◎ コンクリート杭
 - ⊙ 鋳物杭
 - ⊖ 金属標
 - ⊕ 鉄
 - 刻印・計算点

境界点番号図

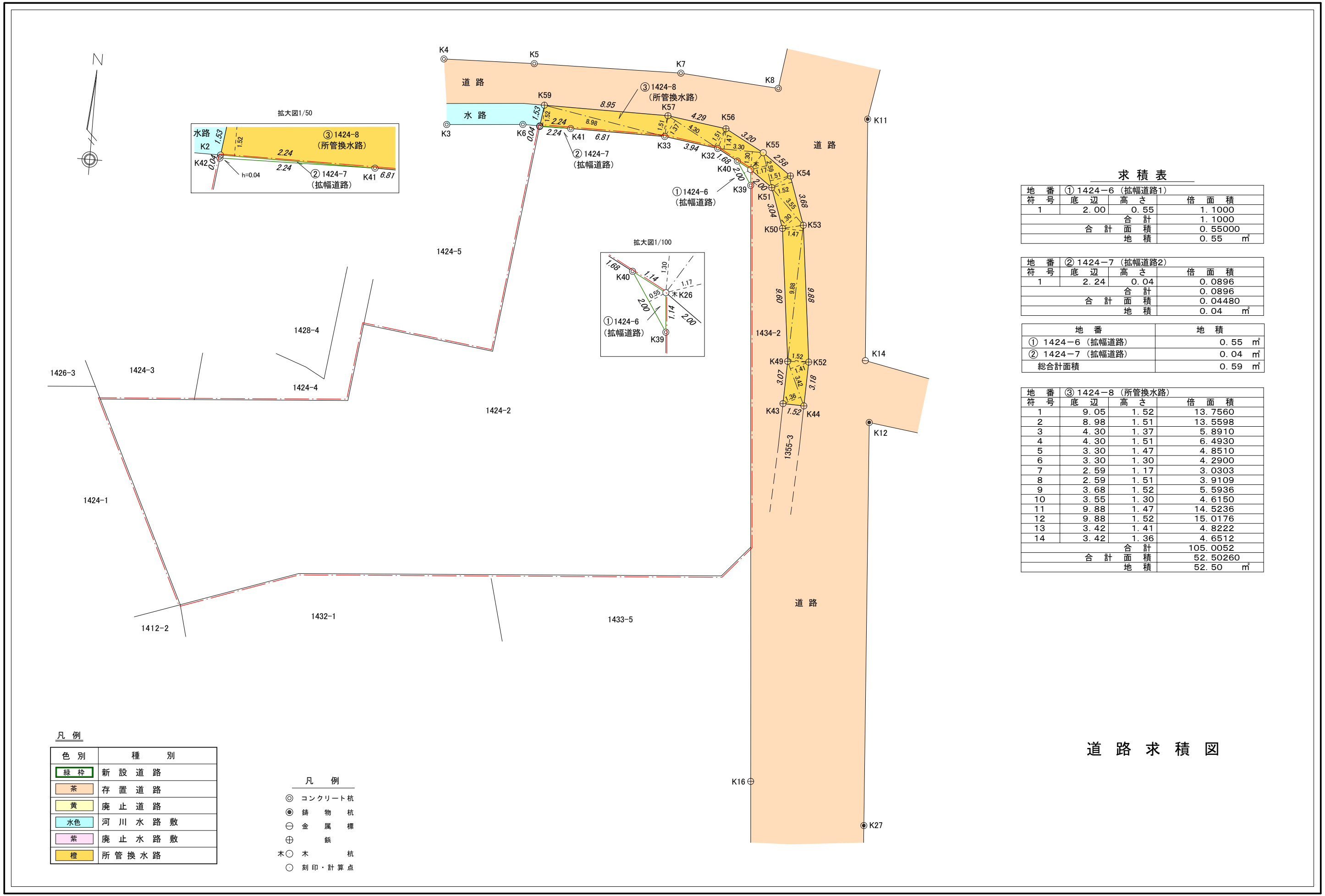
平成25年3月4日
 横浜地方務局港北出張所
 調査



凡例

色別	種別
緑枠	新設道路
茶	存置道路
黄	廃止道路
水色	河川水路敷
紫	廃止水路敷
橙	所管換水路

公 図 写



求積表

① 1424-6 (拡幅道路1)			
地番	底辺	高さ	倍面積
1	2.00	0.55	1.1000
合計			1.1000
合計面積			0.55000
地積			0.55 m ²

② 1424-7 (拡幅道路2)			
地番	底辺	高さ	倍面積
1	2.24	0.04	0.0896
合計			0.0896
合計面積			0.04480
地積			0.04 m ²

地番	地積
① 1424-6 (拡幅道路)	0.55 m ²
② 1424-7 (拡幅道路)	0.04 m ²
総計面積	0.59 m ²

③ 1424-8 (所管換水路)			
地番	底辺	高さ	倍面積
1	9.05	1.52	13.7560
2	8.98	1.51	13.5598
3	4.30	1.37	5.8910
4	4.30	1.51	6.4930
5	3.30	1.47	4.8510
6	3.30	1.30	4.2900
7	2.59	1.17	3.0303
8	2.59	1.51	3.9109
9	3.68	1.52	5.5936
10	3.55	1.30	4.6150
11	9.88	1.47	14.5236
12	9.88	1.52	15.0176
13	3.42	1.41	4.8222
14	3.42	1.36	4.6512
合計			105.0052
合計面積			52.50260
地積			52.50 m ²

道路求積図

凡例

色別	種別
緑枠	新設道路
茶	存置道路
黄	廃止道路
水色	河川水路敷
紫	廃止水路敷
橙	所管換水路

凡例

- ◎ コンクリート杭
- ⊙ 鋳物杭
- ⊖ 金属標
- ⊕ 紙
- 木○ 木杭
- 刻印・計算点

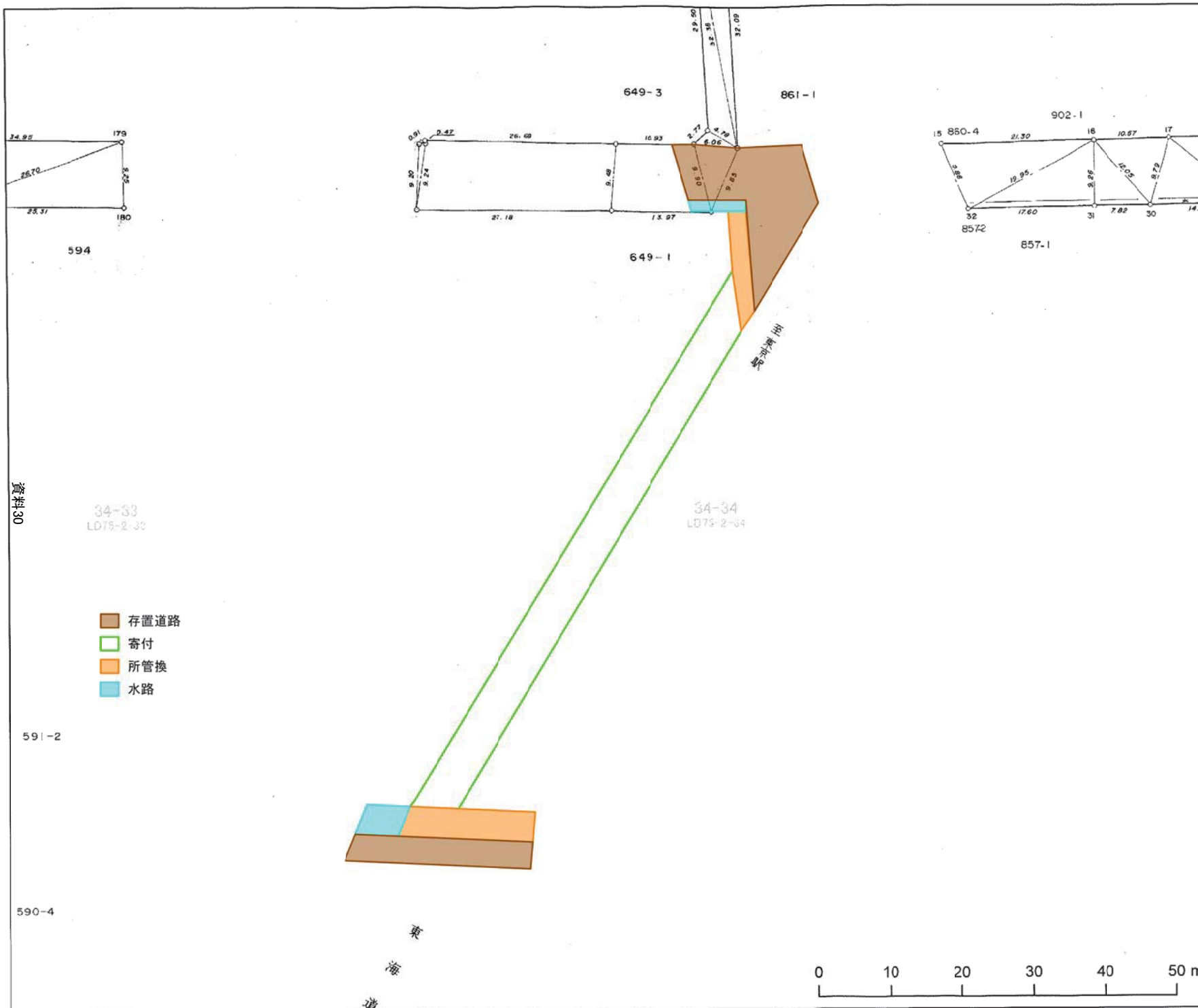
道路台帳区域線図

作成例3-5



1:500

図面表示状況
メッシュは、日本測地系2011です



道路台帳区域線図は、道路(または水路を含む場合もある)の区域を表した図面で、その区域と隣接する土地との境界点及び、境界点間の距離を記載しています。

区域線はすべての道路について記載されているわけではありませんので、区域線が記載されていない箇所については、土木事務所等道路等境界調査図の有無の確認をお願いします。

なお、市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認してください。

この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界および地番については、公園を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

横浜市道路局

印刷日：2017年8月17日

この地図成果は、国土交通省国土院の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調整した道路台帳図の一部を印刷したものです。

道路台帳平面図

作成例3-5



1:500

図面表示状況
メッシュは、日本測地系2011です

凡例	
	道路線
	側溝
舗装種別	
a	アスファルト
g	砂利
Co	コンクリート
Cp	平板
	台帳幅員寸法
	側溝種類・幅
	雨水井
14-10	図番番号

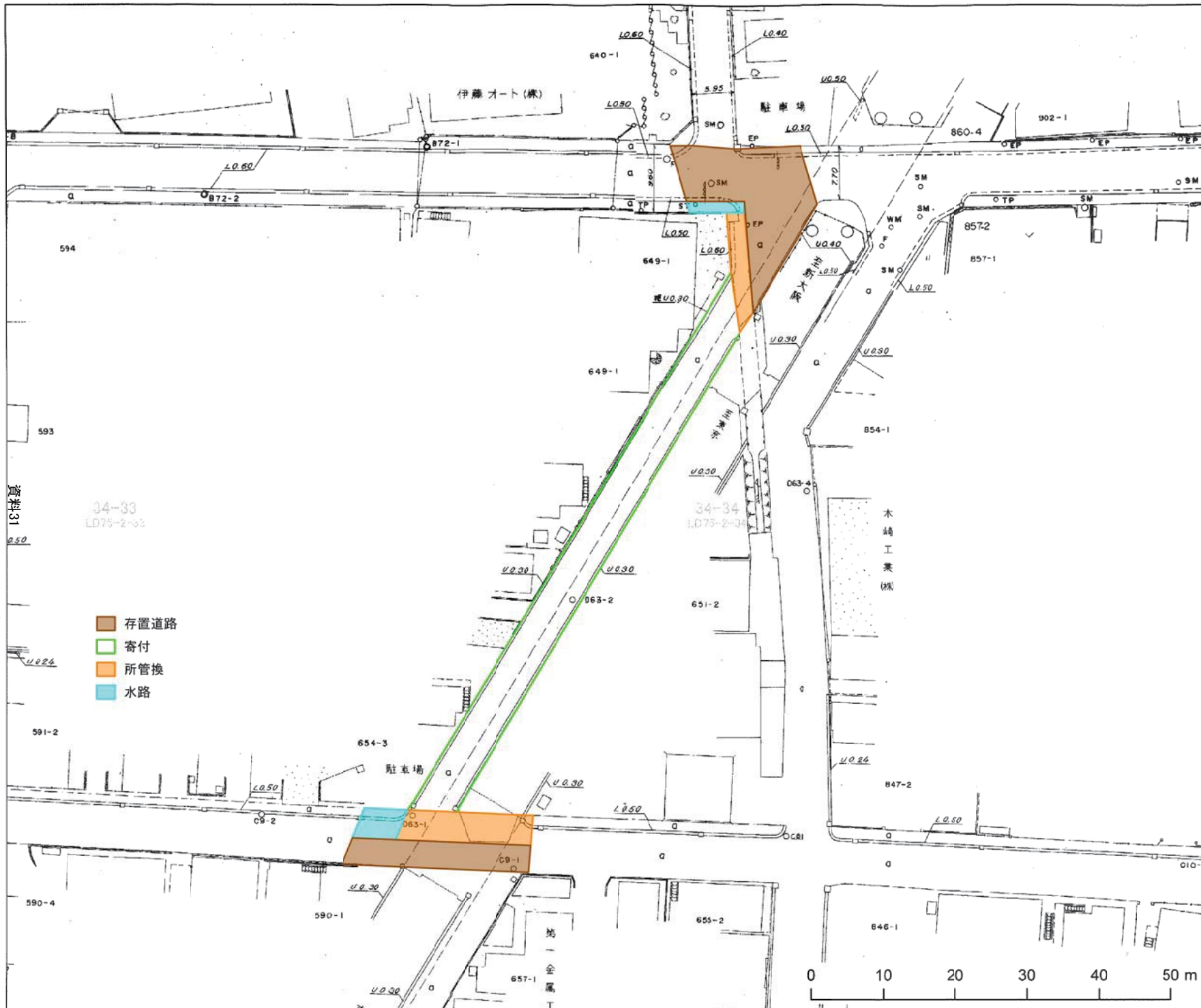
道路台帳平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。参考的におよその現況の道路幅を知りたい場合は、三角スケールで測ることにより、現況の幅員を知ることができます。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。

この図面に記載されている市、区及び町境線、境界および地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

横浜市道路局

印刷日：2017年8月17日

この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。



資料31
0.50

34-33
LD75-2-33

34-34
LD75-2-34

- 存置道路
- 寄付
- 所管換
- 水路



現況幅員の測定および記入方法について

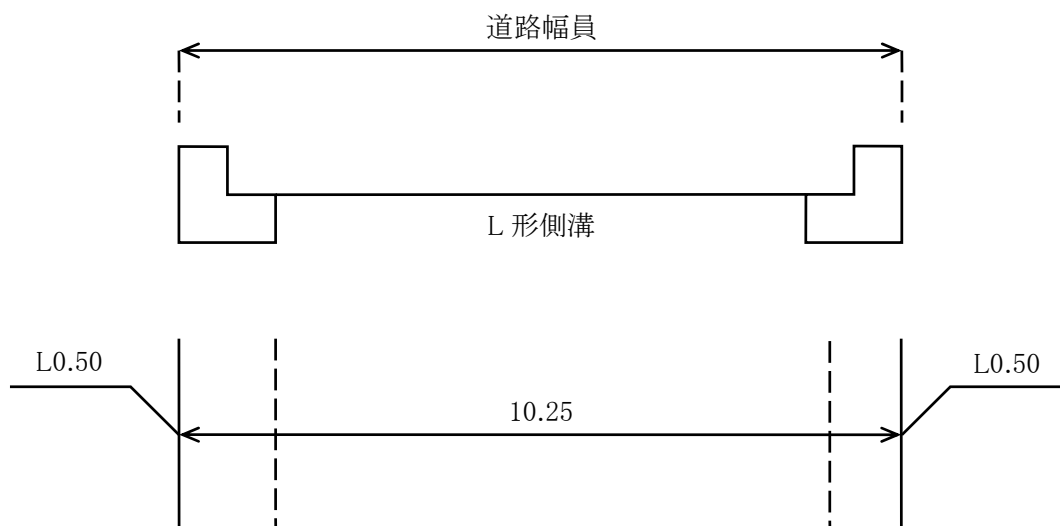
現況幅員の測定方法および平面図への記入方法の統一を計るために、以下のように取り決めましたので宜しくお願いします。

- (1) 蓋なし U 形側溝、蓋あり U 形側溝を問わず、側溝は特別なケース（直壁下の側溝など）を除いては、現況幅員に含むようにして下さい。
- (2) 記入距離は、5 cm を最小単位とし、測定距離を 2 捨 3 入したものを記入して下さい。例えば、測定距離が 10.27m であった場合、記入距離は 10.25m となります。
- (3) 歩車道分離道路については、道路全体の幅員を記入して下さい。
- (4) 具体的な例を（5）に示しましたので、本例を参考にして現況幅員の記入作業を行って下さい。なお、本例以外のケースについて不明なものがありましたら、係員までお問合せ下さい。

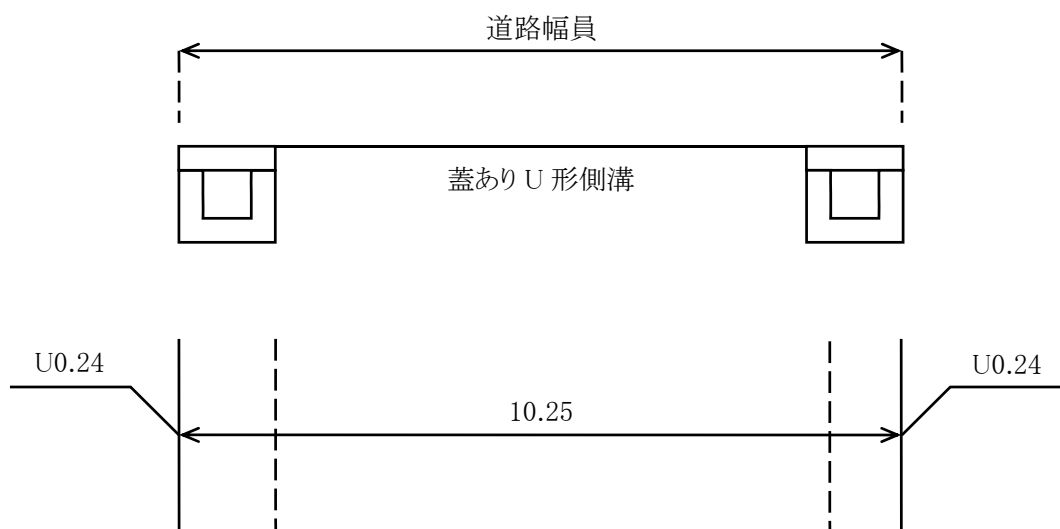
[平成 28 年 4 月 改訂]

(5) 参考例 (上:断面図 下:平面図での表記図)

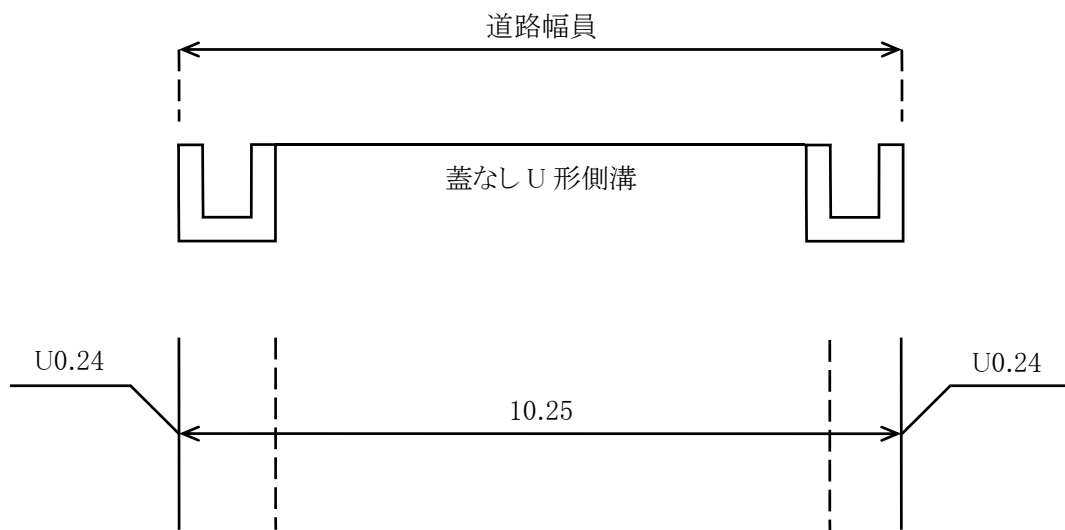
1) L形側溝の場合



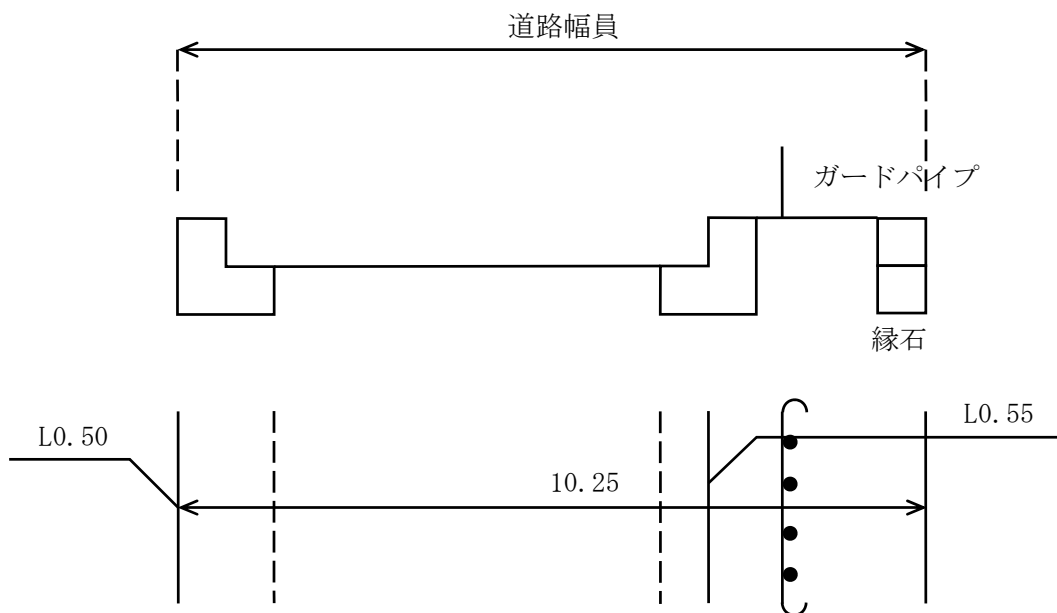
2) 蓋ありU形側溝の場合



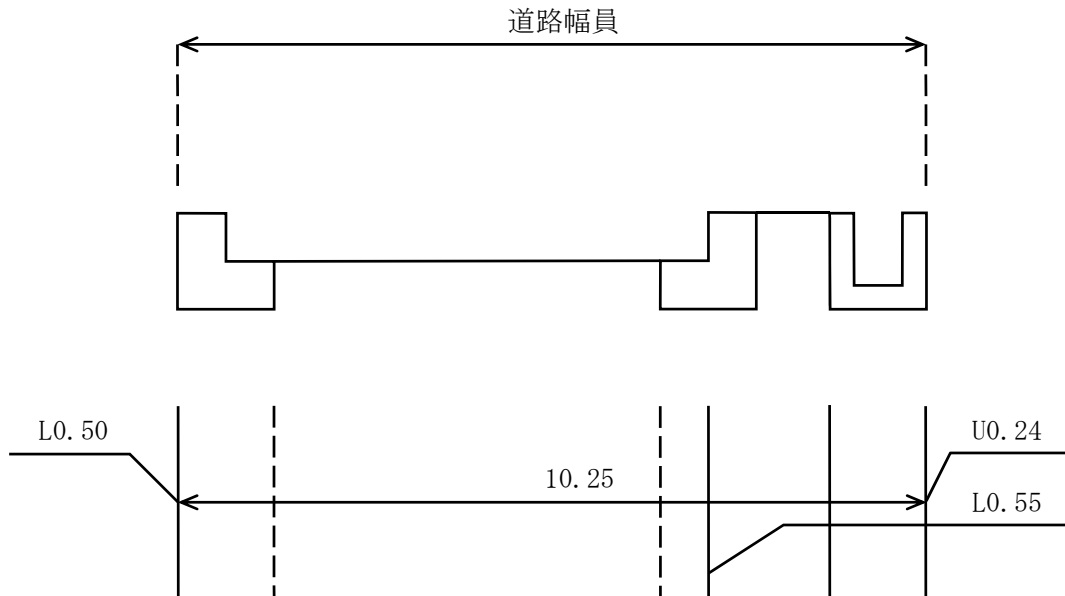
3) 蓋なし U 形側溝の場合



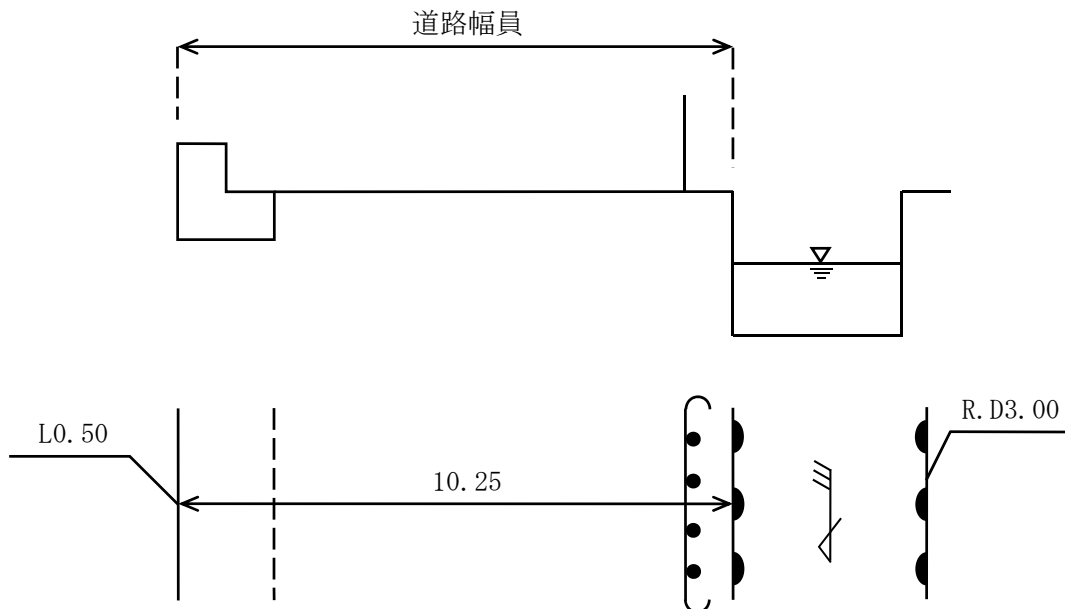
4) マウンドアップ歩道 (A) の場合



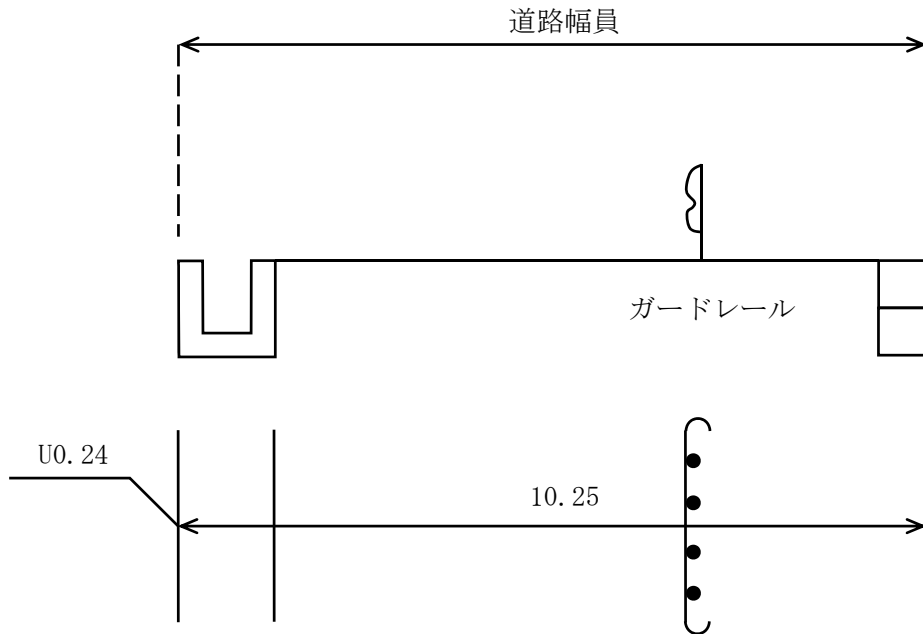
5) マウンドアップ歩道 (B) の場合



6) 柵渠の場合

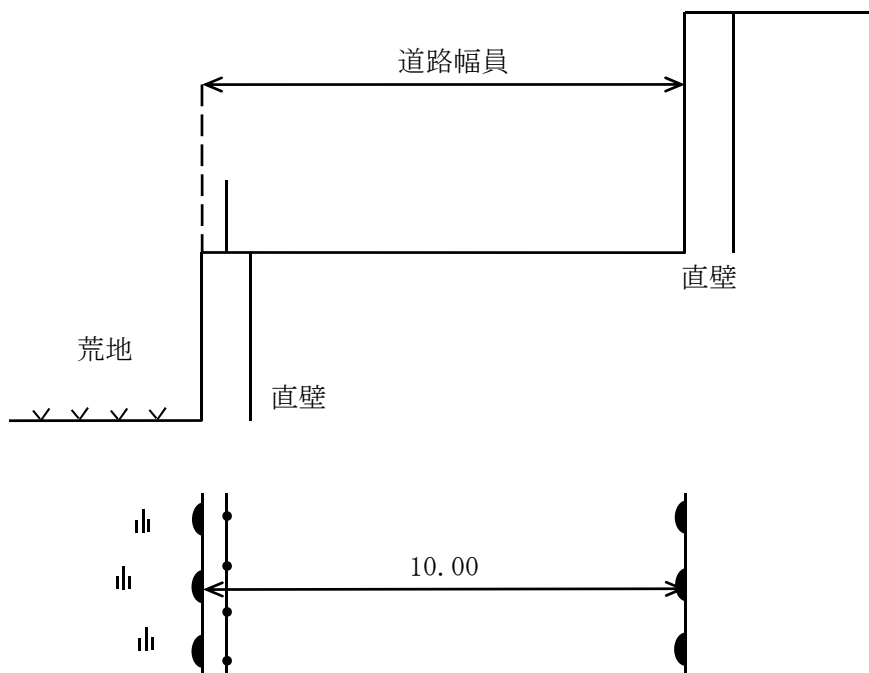


7) ガードレール歩道の場合



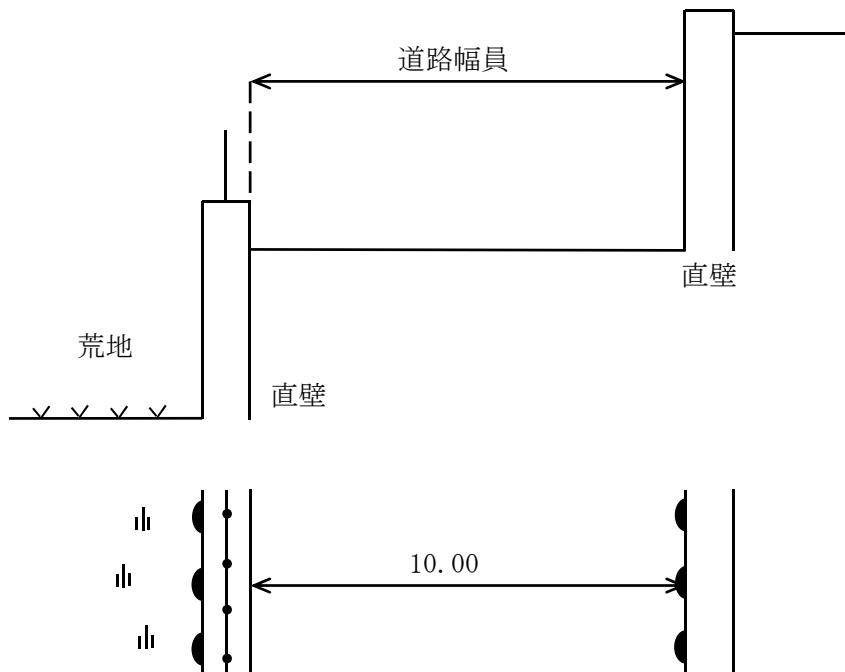
8) 直壁 (A) の場合

舗装面とフラットな天端は道路幅員に含めてください。なお、この場合は天端の線は入れないで下さい。



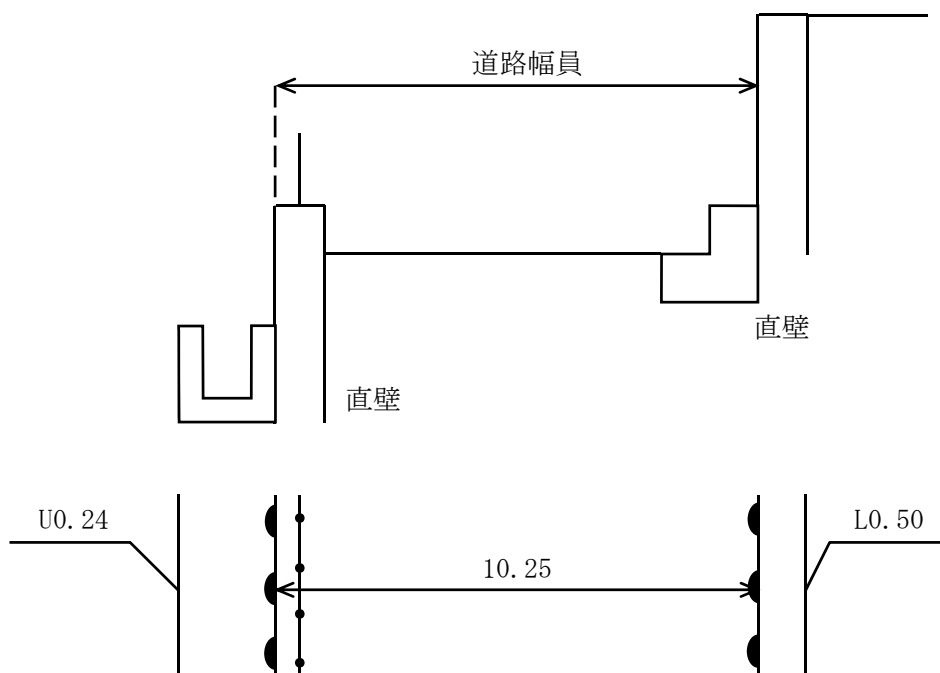
9) 直壁 (B) の場合

舗装面とフラットではない天端は道路幅員に含めないで下さい。



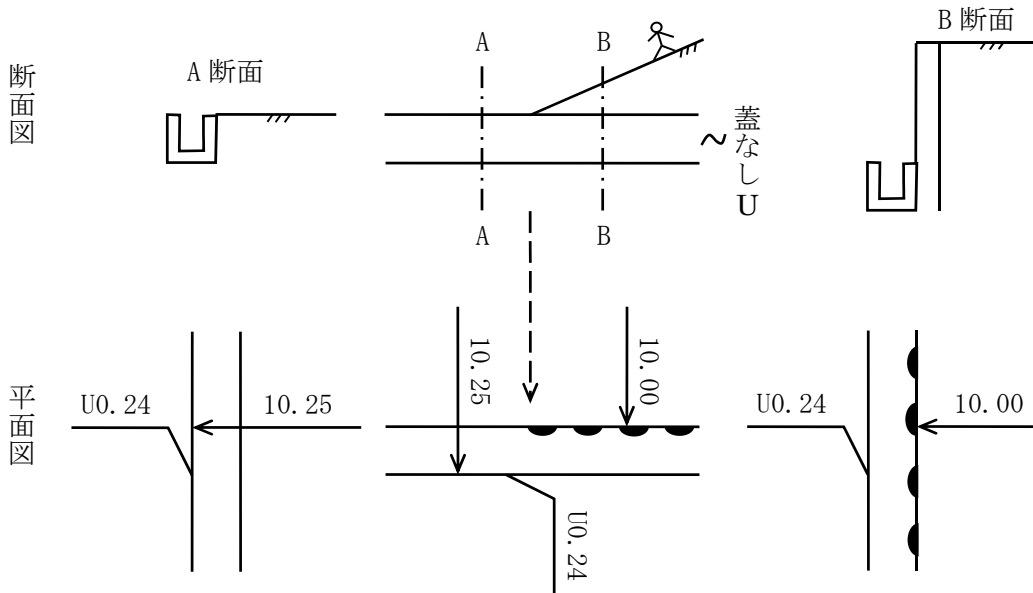
10) 直壁 (C) の場合

直壁下に側溝がある場合は下図のように書いて下さい。



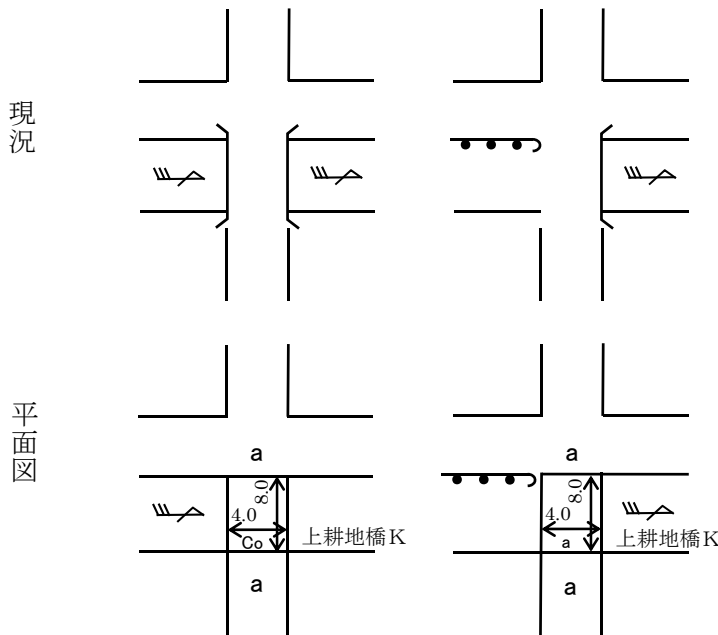
1 1) 坂道の場合

舗装面とフラットな U 型側溝が坂道等で直壁下の側溝となる場合は、その変化箇所から直壁マークをつけ道路幅員に含めないようにして下さい。



1 2) 橋の場合

カルバート工事により片側の形態がなくなっている場合でも橋調書の延長、幅員で形態を復元し台帳上は橋として残して下さい。ただし橋の形態が全く残っていない場合は復元する必要はありません。



道路移管に伴う多角点成果データの作成方法

- ① 入力は、エクセルでお願いします。保存は、エクセルブック形式で、係員から指示を受けた補正作業名を付けて下さい。
- ② 入力項目は、点の番号、緯距(X)、経距(Y)、辺長(S)、方向角(α)です。
 なお、第3章9項(成果の検定)により(社)日本測量協会などによる検定を受けたものについては、標高・ジオイド高についても記入して下さい。
 多角網交点がある場合は、データを重複して入力してください。次級多角網がある場合も同様です。データは1セル1データでお願いします。
- ③ 入力サンプル

補正作業名
採用した成果を明示

多角測量成果表					世界測地系(測地成果2011)
金沢9-17					1級
点ノ 番号	緯 距	経 距	辺 長	方 向 角	
	X	Y	S	α	
176-1	-69649.071	-17415.432		47-02-03	
S.1	-69560.978	-17320.851	129.250	51-06-41	
S.2	-69471.252	-17209.607	142.918	44-48-17	
S.3	-69368.511	-17107.564	144.804	45-09-27	
S.4	-86307.180	-17022.885	119.426		
178-1	-68517.284	-16527.967		44-40-19	
S.19	-68455.807	-16467.190	86.449	135-24-40	
S.18	-68522.013	-16401.928	92.965	134-43-08	
S.17	-68578.844	-16344.536	80.769	223-39-23	
S.16	-68640.308	-16403.183	84.954	222-28-44	
S.15	-68675.611	-16435.508	47.865	216-40-48	
S.14	-68738.036	-16482.004	77.837	225-09-00	
S.13	-68782.001	-16526.199	62.338	224-38-13	
S.12	-68849.328	-16592.678	94.616	224-45-36	
S.11	-68900.151	-16643.078	71.575	224-47-53	
S.10	-68953.005	-16695.560	74.484	224-49-28	
S.9	-69016.805	-16758.971	89.951	224-28-28	
S.8	-69060.495	-16801.866	61.226	235-46-40	
S.7	-69097.799	-16856.712	66.330	216-41-35	
S.6	-69169.640	-16910.247	89.593	224-51-37	
S.5	-69231.565	-16971.866	87.358	224-03-16	
S.4	-69284.295	-17022.885	73.371		
177-1	-70003.857	-16531.659	48.618	270-27-36	
S.20	-70003.467	-16580.277	124.116	329-58-44	
S.21	-69896.001	-16642.375	110.001	314-37-49	
S.22	-69818.720	-16720.659	113.253	314-41-37	
S.23	-69739.067	-16801.170	86.859	316-11-53	
S.24	-69676.376	-16861.292	87.995	324-34-34	
S.25	-69604.669	-16912.297	82.192	320-31-45	
S.26	-69541.220	-16964.546	82.121	352-36-52	
S.27	-69459.779	-16975.103	85.669	345-03-19	
S.28	-69377.006	-16997.196	96.203	344-30-46	
S.4	-69284.295	-17022.885			

路線間は
1行開ける

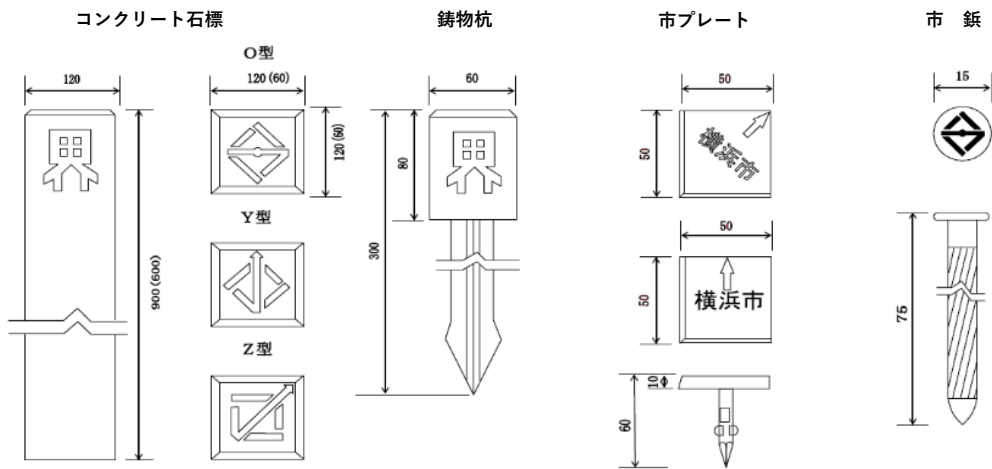
開発行為（帰属）に伴う新設境界標の選定について

●新設境界標埋設にあたっての注意点

★**構造物施工前に将来境界標を埋設することを視野に入れ、施工計画をたてること。**
構造物を先に施工したことで、本来埋設すべき境界標が埋設できなくなったことを理由に境界標の種類を変更することは不可。下記「●境界標選定の考え方」のとおり埋設すること。

- ・新設境界標は道路区域側から埋設すること。
- ・コンクリート石標、鋳物杭の頭部に赤ペンキを塗布すること。また、市プレートおよび市鋳は周囲を赤ペンキで丸く囲むこと。

●境界標の種類



●境界標選定の考え方

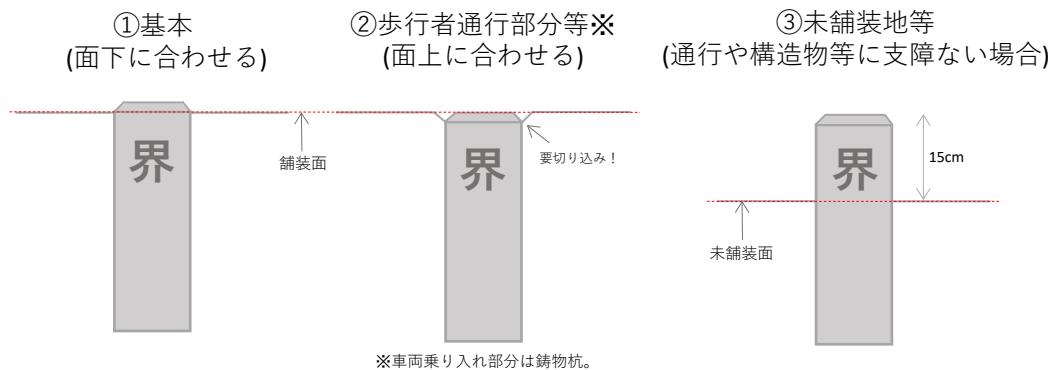
1 裏面の選定表のとおり

2 現地状況による考慮が必要な場合

帰属範囲が確定次第、帰属範囲がわかる資料および現地写真を持参し道路調査課道路台帳係に相談してください。

※土木事務所との調整が必要となり時間を要する場合があります。

コンクリート石標の埋設方法参考例（真横から見た図）



●選定表

境界標を埋設する箇所の構造	選定する境界標	備考
地先境界ブロック L型側溝 未舗装地 舗装上(車両乗り入れ無)	コンクリート石標	
舗装上(車両乗り入れ有)	鋳物杭	
LU型側溝 U型側溝(補強付) 擁壁の天端 コンクリートたたき部分	市プレート	車両乗り入れがある部分でも、LU型側溝もしくはU型側溝の場合は市プレート(要埋設) 貼り付け 埋設
U型側溝(補強なし) 水路間口(水路形態の場合)	市鋲	
水路間口(道路形態の場合)	図上点	

選定表によらず現地状況に合わせる場合は、コンクリート石標→鋳物杭→市プレート→市鋲の優先順位

【例】

- ・境界のポイントが鋭角部の場合→O型のコンクリート石標・鋳物杭もしくは市鋲
- ・境界のポイントがU型側溝の蓋部にくる場合→民地側からの埋設を検討